

施策 3 - 1 災害に強いまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●防災・危機管理体制の強化

災害対策本部機能の充実・強化

- ★大規模災害時に関係機関と一体となった活動が可能となるスペースを確保し、迅速な情報収集及び情報共有のための ICT 機器等を導入 (R3n 完了、供用開始)
 - ・大規模な地震を想定した全庁的な地震対処図上訓練を防災関係機関と連携し実施 (R4n)
- R4n: 1 回 → R5n: 1 回

災害時における電源確保

- ★公民館等に給電設備を設置 R4n: 168 館 → R5n: 168 館
- ★区庁舎の非常用電源の整備 R4n: 2 庁舎 → R5n: 3 庁舎

物資輸送体制の強化

- ★物資調達・輸送チームの訓練研修 R4n: 2 回 → R5n: 2 回
- ★物流事業者や関係機関との連携による実践的な訓練の実施 R4n: 0 回 → R5n: 0 回

受援・支援体制の強化

- ★受援調整チーム会議・地震対処図上訓練への参加
R4n: 会議 4 回、訓練 1 回 → R5n: 会議 3 回、訓練 1 回
- ★支援計画に基づく広域支援訓練を実施
R4n: 図上訓練 1 回 → R5n: 図上訓練・実動訓練各 1 回

●地域防災力の強化

避難行動要支援者名簿の活用促進

- ・「避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例」を制定 (R2n)
- ・避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供
- ・個別避難計画作成に係るワークショップの実施
- ★避難行動要支援者の個別避難計画の作成数 R4n: 1,760 件 → R5n: 2,485 件

自主防災活動の促進

- ・マンション等の防災力の向上のため出前講座の実施
- ・将来の地域防災の担い手づくりのため、学校における防災教育の支援として教員向けの防災研修を実施
- ★地域における自主防災組織等の訓練等回数 R4n: 279 回 → R5n: 369 回

避難所運営体制の強化

- ★各区で避難所運営ワークショップを開催
R4n: 5 校区 → R5n: 8 校区
- ・避難所運営支援のエキスパート「避難所サポートチーム・福岡」の活動を支援

●消防・救急体制の充実・強化

消防基盤等の整備による消防・救急体制の強化

★中央区における消防署所の再編整備完了

- ・福岡都市圏消防共同指令センターの機能強化（消防指令管制情報システムの中間更新、消防・救急デジタル無線の更新整備（基本設計及び実施設計）

増加する救急需要への対応

★救急車の更新計画に基づく高度救急資機材の整備

- ・東消防署に救急隊を増隊

市民の防火・防災・減災力向上等に向けた取組み

- ・自主防災組織等へ「災害に強い地域づくり講座」を実施
R4n : 543 件（138 校区・地区）→ R5n : 750 件（142 校区・地区）
- ・SNS 等様々な広報媒体の活用や報道機関を介した広報

夜間や休日の救急医療体制の強化

- ・一般医療機関の診療時間外に急患診療センター・急患診療所を開設し、初期救急患者を受入れ
R4n : 53,714 人 → R5n : 67,086 人

●災害に強い都市基盤整備

住宅等の耐震化に関する支援や啓発

- ・「福岡市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化に関する支援や啓発を実施

地下街防災推進事業

- ・天神地下街の耐震補強工事を実施

宅地耐震化推進事業

- ・第二次スクリーニング計画の進捗状況 R4n : 618 箇所/620 箇所 → R5n : 620 箇所/620 箇所

災害対策の拠点となる区庁舎の耐震化

- ・耐震対策が必要な区庁舎の耐震化完了

放置空家の倒壊等被害の防止

- ・放置すれば危険となるおそれのある空家に対し、法や条例に基づく指導等により放置空家対策を推進

水道・下水道施設の耐震対策

- ★水道耐震ネットワーク工事完了施設 R4n : 243 箇所 → R5n : 249 箇所

- ★下水道施設の耐震化進捗状況 R4n : 135 km → R5n : 145 km

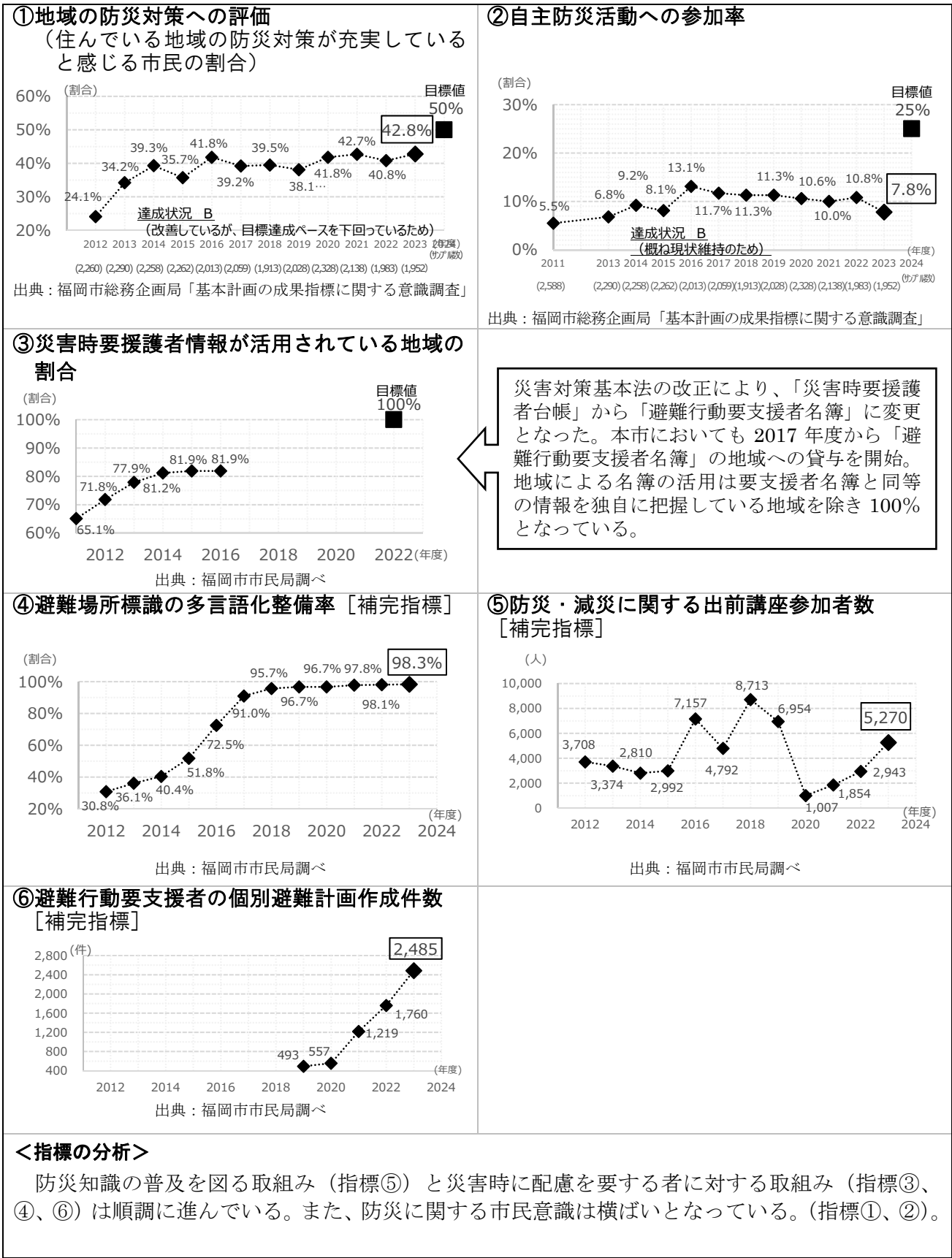
無電柱化の推進と緊急輸送道路の整備（拡幅、橋梁の耐震補強）

- ★無電柱化整備延長 R4n : 155.6 km → R5n : 160.3 km

- ・道路橋の耐震対策（R4n 完了）R3n : 10 橋/11 橋 → R4n : 11 橋/11 橋
（R4n より新規計画） R5n : 0 橋/110 橋

- ・都市計画道路の整備率 R4n : 85.0% → R5n : 85.2%

2 成果指標等



4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●防災・危機管理体制の強化

災害対策本部機能の充実・強化	
進捗	・R3.12に15階へ災害対策本部室を移転し、大規模災害時に、政府や自衛隊、警察などの関係機関から集結する多くの要員が一体的に活動できるよう、最大約1,500㎡の災害対応用スペースをワンフロアに確保した。 ・迅速な情報の収集、共有、発信などのために必要な大型マルチモニタや各区役所や外局を結ぶ災害用ネットワークを新たに導入した。 ・ソフト面で機能の充実・強化を図るため、大規模な地震を想定した全庁的な地震対処図上訓練を、自衛隊、県、県警などの関係機関と連携し実施した。 R4n：1回 → R5n：1回
課題	・R3.12に整備した災害対策本部室を活用し、迅速に災害・危機対応がなされるよう、職員の災害・危機対応能力の向上や関係機関との連携強化を図る必要がある。
今後	・激甚化、頻発化している自然災害に対して、職員の災害・危機対応能力の向上を図るため、関係機関との連携による全庁的な訓練・研修等を継続して実施する。

災害時における電源確保	
進捗	・避難所となる公民館等に電気自動車（EV）等から電力を供給するための給電設備の設置及びEV等の導入を拡大した。 ＊公民館等に給電設備を設置 R4n：168館 → R5n：168館 ＊電気自動車等の導入台数 R4n：40台 → R5n：43台 ・区庁舎の非常用電源整備のための設計及び工事を実施した。 ＊区庁舎の非常用電源の整備 R4n：2庁舎 → R5n：3庁舎
課題	・区庁舎の非常用電源整備の工事の実施にあたり、工期が遅延しないよう財政局及び区役所との緊密な連携が必要となる。
今後	・区庁舎の非常用電源整備のための工事を進める。

物資輸送体制の強化	
進捗	・物資調達・輸送チームの運営体制強化のための研修及び訓練の実施 - R4n：2回 → R5n：2回 ・物流事業者や関係機関との訓練の実施 R4n：0回 → R5n：0回
課題	・基本研修訓練や関係機関との実践的な訓練を通じて、物資調達・輸送チームの運営強化を図るとともに、関係機関との連携を強化し、実効性のある物資輸送体制を確立する必要がある。 ・現状の支援物資集積拠点や輸送網の実効性の検証が十分ではないため、評価を行い、改善していく必要がある。
今後	・物資調達・輸送チームの基本研修訓練を継続して実施する。 ・関係機関と定期的に行う実践的な訓練等を通じて連携強化を図る。

受援・支援体制の強化	
進捗	・災害時受援業務マニュアルを作成した。（R4n） ・受援調整チームの運営体制強化のためのチーム会議開催及び地震対処図上訓練への参加 - R4n：会議4回、訓練1回 → R5n：会議3回、訓練1回 ・支援計画に基づく広域支援訓練を実施した。 - R4n：図上訓練1回 → R5n：図上訓練・実動訓練各1回
課題	・大規模災害時に即時対応できるよう職員の更なる災害対応力の向上が必要である。
今後	・災害時受援訓練、広域支援訓練等を通じて実効性のあるものとする。

●地域防災力の強化

避難行動要支援者名簿の活用促進	
進捗	・避難支援等関係者（自治協議会・社会福祉協議会・民生委員・児童委員）向けの「避難行動要支援者支援ガイドブック」を作成、配布するとともに、防災に関する出前講座等により、避難行動要支援者支援制度の周知を図った。 ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供した。 ・個別避難計画作成の支援を目的としたワークショップを実施した。 ＊個別避難計画の作成数 R4n：1,760 件 → R5n：2,485 件 ・福祉事業者と連携した個別避難計画作成を実施した。 ・支援者と要支援者の双方が参加し個別避難計画に基づいて避難所までの避難支援を行うインクルーシブ防災訓練を実施した。
課題	・避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練等、避難支援等関係者による平時からの取組みの促進が必要である。 ・個別避難計画作成の推進が必要である。
今後	・関係部署と連携し、地域や福祉事業者等の参画を得ながら個別避難計画の作成を推進する。 ・個別避難計画作成の支援を目的としたワークショップを実施する。 ・インクルーシブ防災訓練を継続実施する。

自主防災活動の促進	
進捗	・共同住宅居住者の防災力を向上するため、「マンション防災・減災マニュアル」を活用した出前講座を実施した。 ・地域や企業の防災力向上のため、各種ハザードマップ等を活用し、出前講座を実施した。 ＊出前講座実施回数・参加人数 R5n：117 回 5,270 人 ・自主防災組織が実施する防災訓練や啓発活動において支援や助言を行った。 ＊地域における自主防災組織等の訓練等回数 R4n：279 回 → R5n：369 回 ・将来の地域防災の担い手づくりのため、学校における防災教育の支援として、教員向けのオンライン防災研修を実施した。
課題	・全ての住宅に占める共同住宅の割合が約 8 割という本市の住宅特性を踏まえると、大規模災害発生時には共同住宅の居住者同士による「共助」の取組みが重要であり、平時から共同住宅における災害対応体制づくりが必要である。 ・将来の地域防災の担い手づくりは、教育委員会と連携するとともに、児童生徒が地域と連携する取組みが必要である。
今後	・マンション管理組合等に向けた出前講座を行う。 ・区役所や消防署と連携し、自主防災組織の活動を支援する。 ・教育委員会と連携し、教員を対象とした講演会の実施や防災教材の作成など防災授業を促進するための支援を行う。 ・自治会・町内会による避難支援の実施に向けて、地域ごとの特性に合わせた支援を実施する。

避難所運営体制の強化	
進捗	- 大規模災害時の避難所運営に地域住民が主体的に取り組む体制づくりを支援するため、避難所運営を学ぶ避難所運営ワークショップを実施した。 *R4n: 5 校区 → R5n: 8 校区 - H29n から、避難所運営支援のエキスパート「避難所サポートチーム・福岡」108 名を養成しており、R1n からフォローアップ研修等により育成を行っている。
課題	- 大規模災害発生時は、住民同士による「共助」の取組みが重要であり、地域コミュニティが避難所の開設・運営などを自ら行える体制づくりが必要である。 「避難所サポートチーム・福岡」養成後も、必要な研修や訓練を行いスキル維持に努めていく必要がある。
今後	- 引き続き、避難所運営ワークショップを各校区で実施していく。 「避難所サポートチーム・福岡」修了者 108 名を対象にフォローアップ研修等を実施する。

●消防・救急体制の充実・強化

消防基盤等の整備による消防・救急体制の強化	
進捗	- 中央区における消防署所の再編整備事業について、旧平尾出張所跡地の売却を行った。 - 福岡都市圏消防共同指令センターの機能を強化するため、消防指令管制情報システムの中間更新を行った。また、消防・救急デジタル無線の更新整備に向けた基本設計を終了し、実施設計に着手した。
課題	近年、頻発化・激甚化する自然災害に加え、各種災害に的確に対応するため、消防力の更なる強化を図る必要がある。
今後	- 今後も消防需要の動向等を踏まえ、消防基盤等の整備を推進し、消防・救急体制の充実・強化を図る。 - 様々な災害への対応能力の向上に向け、教育訓練体制の強化を図る。

増加する救急需要への対応	
進捗	- 高度な救急救命処置に不可欠な資機材の整備や A E D 等の高度救急資機材を積載した高規格救急車の更新を行った。 *救急車更新台数分の資機材の整備 R4n: 7 台 → R5n: 9 台 - 救急需要に的確に対応するため、東消防署に救急隊を増隊した。 - 救急車の適正利用を促進するため、テレビ、ラジオ、SNS など様々な媒体を活用して、福岡県救急医療電話相談事業「#7119」の広報を実施した。 *市内からの相談件数(うち 119 番案内件数) - R4n: 32,864 件(9,933 件) → R5n: 32,116 件(9,753 件) - 転倒によるケガなど、高齢者の事故を防ぐため、事故予防のポイントや対策を記載したチラシを市内高齢者約 35 万人に配布した。R4n: 12,210 部 → R5n: 354,414 部
課題	- 人口の増加や高齢化の進展などにより、今後も救急需要が増加していくことが予想されることから、更に救急需要への対応を強化する必要がある。 *救急出動件数 (R4n: 97,353 件 → R5n: 100,169 件) *救急搬送者に占める高齢者(65 歳以上)の割合 - R4n: 54.1% → R5n: 53.7%
今後	- 増加する救急需要に的確に対応するため、救急体制の強化に取り組む。 - 救急車の適正利用を促進するため、各種広報媒体やマスメディア等を通じて、福岡県救急医療電話相談事業「#7119」の利用を広く市民に呼びかける。 - 応急手当等の普及啓発を推進するため、小・中学校の教員や高齢者施設の職員を対象に救命講習等を実施する。

市民の防火・防災・減災力向上等に向けた取組み	
進捗	・ 自主防災組織等へ「災害に強い地域づくり講座」を実施。 * R4n : 543 件 (138 校区・地区実施) → R5n:750 件(142 校区・地区実施) ・ 火災予防の普及啓発に努め、SNS 等様々な広報媒体の活用や、積極的な報道機関への情報提供により、効果的な広報を実施。 * SNS 等による広報 R4n : 27 回 → R5n : 26 回 * マスメディア等による広報 R4n : 50 回 → R5n : 39 回
課題	・ 災害に強い地域づくりを推進するため、自主防災組織が行う防火・防災に関する取組みを支援していく必要がある。 ・ 幅広い世代に周知できるような広報を検討する必要がある。
今後	・ 消防団、事業所等と連携し、自主防災組織が行う防火・防災訓練等を積極的に支援する。 ・ 市民の防火・防災・減災意識を啓発するため、火災予防運動・各種イベント開催時などあらゆる機会を捉えた広報活動を推進するとともに、高齢者を対象としたチラシ配布や SNS 等を活用した広報などを行う。

夜間や休日の救急医療体制の強化	
進捗	・ 平日夜間や日祝日など、一般医療機関の診療時間外に市立急患診療センター及び急患診療所を開設し、初期救急患者の受入れを実施。 * 受入患者数 R4n : 53,714 人 → R5n : 67,086 人 ・ R6.4 から始まる医師の働き方改革に向けて、市医師会や派遣元医療機関などと協議を行い、現行の体制を維持するための対策を講じた。
課題	・ 国が推進している医師の働き方改革により、急患診療センターや急患診療所に出務する医師の確保に影響を及ぼす可能性がある。 ・ 患者急増期は診療体制を増強するなど対応を図ってきたが、祝日や連休など特定の時期は待ち時間が長時間となる場合がある。
今後	・ 必ずしも急を要しない患者は、できるだけ昼間にかかりつけ医の受診を促すなど、救急医療に関する広報・啓発の充実に取り組む。 ・ 医療の質を確保し、安全安心な医療を提供するため、関係機関と協議し、休日、夜間等における診療体制を確保する。 ・ 待ち時間の短縮につながるシステムや医療・検査機器の導入を行う。

●災害に強い都市基盤整備

住宅等の耐震化に関する支援や啓発	
進捗	・「福岡市耐震改修促進計画」（R3.4改定）に基づき、住宅、民間特定建築物の耐震化に関する支援や啓発を実施。
課題	・耐震改修促進法の改正施行（H25.11）により、耐震診断が義務化された要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進していく必要がある。 ・災害時の避難や輸送のため、緊急輸送道路の沿道にある一定の高さを超える建築物（通行障害建築物）についても、耐震化を促進していく必要がある。
今後	・本市の耐震改修促進計画の目標である、住宅及び民間特定建築物の耐震化率 95%を目指し、より一層の普及啓発に努める。 ・要緊急安全確認大規模建築物については、建物所有者に対してヒアリング等を行い、耐震改修等の実施を促していく。 ・耐震化の指導の対象となる通行障害建築物については、道路の指定について周知するとともに、耐震化の現状について所有者に対してヒアリング等を行い、必要に応じて耐震診断や耐震改修の実施を促していく。 ・国の耐震化に関する基本方針等を踏まえながら、引き続き、耐震化を促進していく。

地下街防災推進事業	
進捗	・天神地下街において、R1n より耐震補強対策の検討が進められており、R4n より補強工事に着手。
課題	・進行中の天神地下街の耐震補強工事に加え、博多駅地下街の通路部分の天井等の耐震対策についても、地下街管理者および国と連携しながら、円滑な事業推進に向け支援していく必要がある。
今後	・引き続き、国が示す「地下街の安心避難対策ガイドライン」に基づく耐震対策を促進するとともに、「地下街防災推進事業」を活用し必要な支援を行う。

宅地耐震化推進事業	
進捗	・R2n より実施している第二次スクリーニング計画（通称：1.5 次）（対象箇所数 620 箇所）は、R5n までに 620 箇所全て完了。
課題	・国の方針に基づき、人的被害や財産被害を防止・軽減し、復旧コストの低減等の点において意義があることを再認識し、安全性確保の取組として事業を早期に完了させる必要がある。
今後	・R6n より第二次スクリーニング調査（箇所別の危険度調査）を実施（対象箇所 5 箇所）。

災害対策の拠点となる区庁舎の耐震化	
進捗	・耐震対策が必要な区庁舎の耐震化完了。
課題	・特になし
今後	・特になし

放置空家の倒壊等被害の防止

進捗	・ 放置空家の課題は、多岐に渡るため、関係局区が連携して放置空家対策を行っている。 ・ 近隣住民からの相談、関係局区からの情報提供や、実態調査により把握した空家等のうち、そのまま放置すれば危険となる空家に対して、現地調査及び所有者等の調査を行い、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（H27.5 施行）及び「空家等の適切な管理に関する条例」（H29.4 施行）に基づき、放置空家の所有者等に対し適切な管理のために必要な対応をとるよう助言、指導及び是正を実施。
課題	・ 建物所有者の高齢化や死亡、遠隔地への転居などにより、放置空家となっている場合が多く、適切な管理能力の低下や遠隔地に居住するため所有者としての責任感の希薄さのほか、相続登記がなされていない場合は、相続人の調査が必要となるなど、様々な理由により、是正までに時間を要する。
今後	・ 法及び条例に基づき、所有者等による適切な管理を促しつつ、すでに生じている放置空家に対しては、管理不全空家等や特定空家等の状態に応じた措置を適切に行っていく。

水道・下水道施設の耐震対策

進捗	・ 「福岡市地域防災計画」に指定された避難所や救急告示病院などへの給水ルート（配水管）を優先的に耐震化する「耐震ネットワーク工事」については、R5n は、6 箇所の工事を実施。 ＊水道耐震ネットワーク工事完了施設 R4n：243 箇所 → R5n：249 箇所（対象施設 256 箇所に対する進捗率 97.3%） ・ 「福岡市公共施設の耐震対策計画」等に基づき、下水道施設の耐震化を実施。 ＊耐震化進捗状況（目標値は「福岡市下水道経営計画 2024」による） 管渠 R4n：135 km → R5n：145 km 【目標 R6n：121km】
課題	・ 震災直後でも避難所や救急告示病院などの施設において必要な水の確保ができるようにするため、施設への給水ルート（配水管）については計画的に耐震化を進めていく必要がある。 ・ 下水道施設は、対象となる施設が膨大であり、耐震化には多大な費用と時間が必要であることから、優先度を見極めながら、耐震化に取り組んでいく必要がある。
今後	・ 耐震ネットワーク工事については、R6n までに対象施設 256 箇所全ての工事を完了させる。 ・ 直下型地震への備えとして、下水道施設の耐震化を引き続き進めるとともに、地震により下水道施設が被災した場合を想定し、バックアップ機能が確保できるよう、ネットワーク化等を検討していく。

無電柱化の推進と緊急輸送道路の整備（拡幅、橋梁の耐震補強）

進捗	・ 地震発生時の緊急輸送道路の確保や、電柱の倒壊等による被害防止のため、無電柱化や道路橋の耐震対策、都市計画道路の整備を推進。 ＊無電柱化整備延長 R4n：155.6km → R5n：160.3 km 【目標 R6n：168km】 ＊道路橋の耐震対策（R4n 完了） R3n：10 橋/11 橋 → R4n：11 橋/11 橋（R4n より新規計画） R5n：0 橋/110 橋 ＊都市計画道路の整備率 R4n：85.0% → R5n：85.2%
課題	・ 近年における災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、コスト縮減や事業のスピードアップにより、無電柱化を更に推進していく必要がある。
今後	・ 無電柱化については、「福岡市無電柱化推進計画（R3～R7）」に基づき、低コスト手法の活用や設計・工事の効率化を図りながら、計画的かつ効率的に推進していく。 ・ 道路橋の耐震対策については、「福岡市橋梁耐震補強計画」に基づく対策を R4n から実施しており、災害時の交通の確保や利用者の安全を確保するため、順次耐震補強を実施していく。

施策 3-2 安全で快適な生活基盤の整備

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

● 安全で快適な道路環境づくり

身近な生活道路の改善

- ・通学路の歩車分離率（市管理の国道・県道・市道） R4n : 75.2% → R5n : 76.3%

道路のバリアフリー化（歩道のフラット化） <再掲 1-1>

- ・生活関連経路のバリアフリー化率（市管理の国道・県道・市道） R4n:94.4% → R5n:95.3%

自転車通行空間の整備 <再掲 3-4>

- ・自転車通行空間の整備 R4n : 138.0km → R5n : 143.5 km

九州大学移転関連道路の整備 <再掲 8-2>

- ・学園通線の整備（R5n : 歩道舗装等を実施）

西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）

★R6.3 : 桜並木駅開業

無電柱化の推進<再掲 3-1>

- ・無電柱化整備延長 R4n : 155.6km → R5n : 160.3 km

● 総合治水対策の推進

浸水対策の推進（都心部の浸水対策等）

- ★雨水整備 Do プラン重点地区（55 地区）整備状況 H30n : 55 地区（完了）
- ★雨水整備 Do プラン 2026 重点地区（33 地区）整備状況 R4n : 8 地区 → R5n : 12 地区
- ★雨水整備レインボープラン天神 進捗状況 R5n : 第 2 期事業実施中

雨水流出抑制等の推進

- ・福岡市雨水流出抑制指針に基づき、各施設管理者による浸透・貯留施設整備を実施

河川改修と水辺環境の保全

- ・都市基盤河川改修率 R4n : 91.9% → R5n : 92.1%
- ・準用河川改修率 R4n : 78.5% → R5n : 78.5%
- ★準用河川香椎川はシーールド工を実施

● 施設の計画的・効率的な維持管理の推進（アセットマネジメント）

道路・橋梁のアセットマネジメント

- ・道路・橋梁の修繕の進捗状況

幹線道路	<u>R4n : 約 25km → R5n : 約 26km</u>
生活道路	<u>R4n : 2,423 箇所 → R5n : 2,873 箇所（見込み）</u>
橋梁	<u>R4n : 198 橋 → R5n : 213 橋</u>

下水道・河川施設のアセットマネジメント

- ・下水道施設の改築更新の進捗状況

管渠	<u>R4n : 153km → R5n : 167km</u>
ポンプ場	<u>R4n : 45 箇所 → R5n : 47 箇所</u>

港湾施設のアセットマネジメント

- ・「港湾空港局アセットマネジメント推進計画」に基づき、施設の点検・補修・更新を実施

区役所・市民センター等のアセットマネジメント

- ・アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づき、施設の改修・修繕を実施

公園のアセットマネジメント

- ・アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、施設の改修・修繕を実施

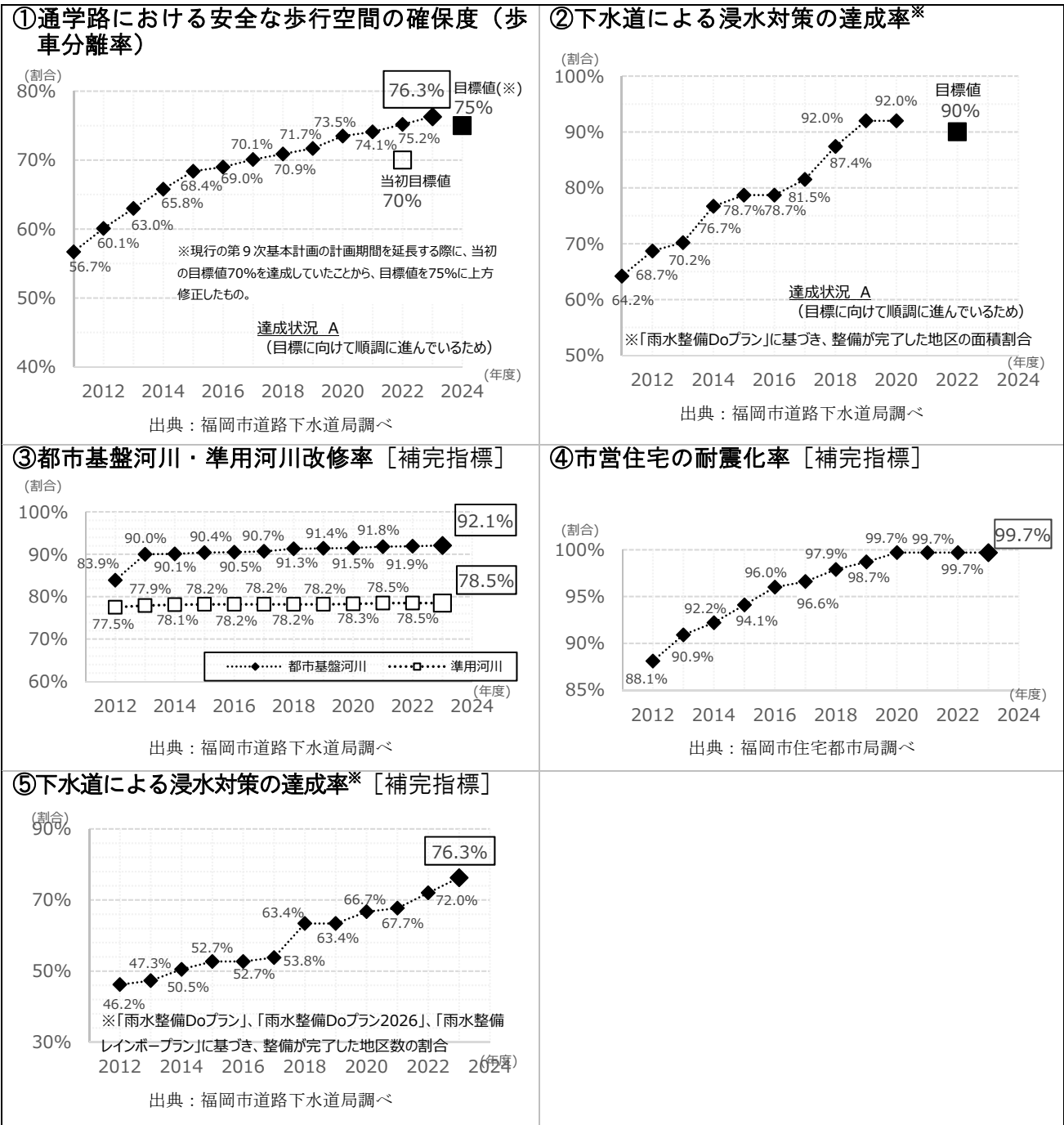
市営住宅のアセットマネジメント

- ・市営住宅の耐震化率 R4n : 99.7% → R5n : 99.7%

学校施設のアセットマネジメント

- ・大規模改造工事（5 校）、長寿命化改修工事（14 校）、外壁改修工事（16 校）、便所改造工事（48 校）、防水改良工事（9 校）を実施

2 成果指標等



＜指標の分析＞

指標①については、「福岡市道路整備アクションプラン」に基づき着実に整備を進めてきた結果、2022 年度末で目標を達成した。

指標②については、「雨水整備 Do プラン」に基づき着実に整備を進めてきた結果、目標値を達成した。また、指標⑤についても着実に増加しており、下水道による浸水対策が進んできている。

指標③については、着実に進捗しており、都市基盤河川の水崎川は2024 年度に完了予定、準用河川の香椎川と若久川は早期完了を目指し事業を進めている。

指標④については、耐震化率を 2025 年度末までに 100%にすることを目標としており、残り 1 棟の建替事業により目標を達成する見込みである。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●安全で快適な道路環境づくり

身近な生活道路の改善	
進捗	「福岡市道路整備アクションプラン 2024」（R3.6 策定） *通学路の歩車分離率（市管理の国道・県道・市道） R4n：75.2% → R5n：76.3% *狭あい道路の占める割合 R4n：17.9% → R5n：17.9%（見込み）
課題	- 市民に身近な生活道路の改善や通学路の安全対策、さらに、道路メンテナンスや老朽化対策、防災・減災対策など安全で快適な道づくりの重要性、必要性は一層増大している。 - 大都市の人口 10 万人当たりの交通事故発生件数がワースト 4 位（R4n：354 件）、自動車 1 万台当たりの交通事故発生件数がワースト 3 位（R4n：74 件）。 - 狭あい道路拡幅整備事業は、買収によらないことから土地所有者の協力が必要である。
今後	「福岡市道路整備アクションプラン 2024」に基づき、身近な生活道路の改善を進める。 - 狭あい道路拡幅整備事業においては、所有者の協力が得られるよう、補助制度を周知しながら、効果的な事業進捗を図る。

道路のバリアフリー化（歩道のフラット化） <再掲 1-1>	
進捗	- 福岡市道路整備アクションプラン 2024（R3.6 策定） *生活関連経路のバリアフリー化率（市管理の国道・県道・市道） R4n：94.4% → R5n：95.3%【目標 R6n：99%】
課題	生活関連経路以外の道路におけるバリアフリー化のニーズも高い。
今後	「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、生活関連経路に位置づけられている道路のバリアフリー化を優先的に進めるとともに、それ以外の箇所においても、歩道のフラット化などユニバーサルデザインに基づいた道路整備を推進する。

自転車通行空間の整備 <再掲 3-4>	
進捗	- 福岡市自転車活用推進計画（R3.3 策定） 自転車通行空間の整備推進 *整備延長 R4n：138.0km → R5n：143.5 km【R6n 目標：160km】 - うち、車道部における整備延長 R4n：67.2km → R5n：71.8 km
課題	特に都心部については、自転車利用者と歩行者の安全性を確保するため限られた道路空間の中での自転車通行空間の整備が必要である。
今後	「福岡市自転車活用推進計画（R3.3 策定）」に基づき、歩行者・自転車・自動車など全ての道路利用者が快適に利用できる道路空間づくりを目指し、自転車通行空間の整備を推進する。（R3n～R6n の 4 ヶ年で、自転車通行空間の整備延長を現状の 122.7km から 160km へ延伸する）

九州大学移転関連道路の整備 <再掲 8-2>	
進捗	学園通線の整備を推進した。 *R5n：歩道舗装等を実施
課題	特になし。
今後	学園通線の全区間歩道部供用に向けて、事業を推進。

西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）	
進捗	・ R6.3 に桜並木駅開業
課題	・ 鉄道沿線の利便性や安全性を高めるとともに、駅へのアクセス性向上による公共交通の利用促進を図るため、側道整備を進める必要がある。
今後	・ R7n の側道全線開通に向け、事業を推進。

無電柱化の推進 ＜再掲 3 - 1＞	
進捗	・ 地震発生時の緊急輸送道路の確保や、電柱の倒壊等による被害防止のため、無電柱化を推進。 ＊無電柱化整備延長 R4n：155.6km → R5n：160.3 km 【目標R6n：168km】
課題	・ 近年における災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、コスト縮減や事業のスピードアップにより、無電柱化を更に推進していく必要がある。
今後	・ 「福岡市無電柱化推進計画（R3～R7）」に基づき、低コスト手法の活用や設計・工事の効率化を図りながら、計画的かつ効率的に推進していく。

●総合治水対策の推進

浸水対策の推進（都心部の浸水対策等）	
進捗	・ 「雨水整備D o プラン」及び「雨水整備レインボープラン天神」（第1期事業）に基づき、重点地区の主要施設整備が H30n 完了。R1n 以降も浸水に対する安全度の向上に向けて「雨水整備D o プラン 2026」及び「雨水整備レインボープラン天神」（第2期事業）に基づき、整備を実施。 - R4n：67 地区 → R5n：71 地区 【目標 R6n：81 地区】 ＊雨水整備D o プラン重点地区進捗状況 H30n：55 地区／55 地区 進捗率 100%（完了） ＊雨水整備D o プラン 2026 重点地区（33 地区）進捗状況 R4n：8 地区／33地区 進捗率24% → R5n：12地区／33地区 進捗率36% ＊雨水整備レインボープラン博多・天神進捗状況 H24n：博多（2 地区）完了 H30n：天神 第1期事業（2 地区）完了 R1n～：天神 第2期事業（1 地区）実施
課題	・ 近年、雨の降り方が、集中化・激甚化しており、浸水被害のリスクが増大している。
今後	・ 浸水に対する安全度の向上に向けて、「雨水整備D o プラン 2026」及び「雨水整備レインボープラン天神」（第2期事業）に基づき、引き続き浸水対策に取り組んでいく。

雨水流出抑制等の推進	
進捗	・ 公共施設における雨水流出抑制対策を推進するため、「福岡市雨水流出抑制指針」に基づき、道路における透水性舗装や、浸透側溝の整備を行うとともに、公園や学校などの新設や再整備に併せ、各施設管理者による浸透・貯留施設整備を実施。 ・ 雨水貯留施設整備事業（不動ヶ浦池）を推進。
課題	・ 近年、雨の降り方が、集中化・激甚化しており、浸水被害のリスクが増大している。 ・ 都市化の進展によって、河川流域における雨水を保水・浸透する機能が低下している。
今後	・ 浸水安全度の更なる向上を図るため、引き続き、市所管の公共施設における、雨水流出抑制施設の導入を推進していく。 ・ 雨水流出抑制により河川に対する洪水負担の軽減を図ることを目的として、かんがい用途のなくなった農業用ため池を治水池に転用し、洪水調節機能を持たせるための雨水貯留施設整備を推進。

河川改修と水辺環境の保全	
進捗	・ 都市基盤河川改修事業（周船寺川、水崎川、金屑川）を推進。 ＊河川改修率 R4n：91.9% → R5n：92.1% ・ 準用河川改修事業（香椎川、若久川）を推進。 ＊河川改修率 R4n：78.5% → R5n：78.5% ・ 局地的・集中的な豪雨からの被害軽減に向け、局所洗掘対策などを実施（大谷川）。 ・ 多自然川づくりによる多様な生き物の生息環境の保全（周船寺川、水崎川）。
課題	・ 過去に水害が発生するなど、治水安全度の低い河川の早期改修が望まれている。 ・ 河川改修にあたっては、治水と経済効率性の観点に加え、自然環境への配慮が必要である。
今後	・ 準用河川香椎川は R6n にシールド工を予定。 ・ 市民の生命と財産を守るうえで重要な河川改修を進めるとともに、多様な生物の生息環境などの保全を図る。

●施設の計画的・効率的な維持管理の推進(アセットマネジメント)

道路・橋梁のアセットマネジメント	
進捗	・ 幹線道路のアセットマネジメント基本方針を策定し、H25n から本格的に幹線道路の舗装修繕事業に着手。R5n で約 26km を完了。 ・ 生活道路のアセットマネジメント基本方針を策定し、H26n から本格的に生活道路の修繕に着手。R5n で 2,873 箇所(見込み)を完了。 ・ 橋梁の長寿化修繕計画に基づき、H22n から計画的な修繕に着手。R5n で 213 橋を完了。
課題	・ 橋梁：全体約 2,000 橋のうち約 20%が建設後 50 年を経過（R3.4.1 時点）。20 年後には、全体の約 80%が 50 年を経過するため、老朽化の進行に伴い、計画的な修繕を行う必要がある。
今後	・ 各道路施設のアセットマネジメント事業を推進していくとともに、老朽化が進むその他各種施設についても、アセットマネジメント維持管理手法を導入し、コスト削減と予算の平準化を行いながら、計画的かつ効率的な道路施設の維持管理に努めて行く。 なお、橋梁やトンネル、横断歩道橋等の大規模施設については、定期点検の結果を基に、計画的な修繕に取り組んでいく。

下水道・河川施設のアセットマネジメント

進捗	・下水道施設の適正な機能確保のため、「福岡市下水道管渠施設アセットマネジメント基本方針」や「福岡市下水道施設ストックマネジメント基本方針」等に基づき、管渠・ポンプ場・水処理センターの改築更新を計画的に実施。 ＊改築更新の進捗状況 - 管渠 R4n : 153 km → R5n : 167 km - ポンプ場 R4n : 45 箇所 → R5n : 47 箇所 ・福岡市河川施設アセットマネジメント基本方針に基づき、計画的な修繕・更新を実施。
課題	・下水道施設の多くが供用開始後 30 年以上を経過しており、老朽化した施設の増加に対し、適切な機能確保、事故の未然防止等を図ることが必要である。 ・今後、河川施設の老朽化により更新費用の増大が見込まれる。
今後	・下水道の役割を適切に果たし、市民の快適な暮らしや経済活動を支え続けるために、引き続き、管渠・ポンプ場・水処理センターの計画的かつ効率的な改築更新を実施する。 ・定期的な点検により河川の状態を把握し、予防保全的な修繕・更新を行うことで、施設の延命化や投資費用の平準化を図る。

港湾施設のアセットマネジメント

進捗	・「港湾空港局アセットマネジメント推進計画」に基づき、施設の点検、補修・更新を実施。
課題	・予防保全的管理による施設の延命化や、ライフサイクルコストの削減、低利用施設のスクラップや利用転換など具体的に取組む必要がある。
今後	・「港湾空港局アセットマネジメント推進計画」に基づき、計画的に点検、補修・更新を実施する。 ・実施にあたっては、コスト削減及び国補助の活用などによる市費負担軽減に努め、平準化を行いながら、効率的な維持管理に努める。

区役所・市民センター等のアセットマネジメント

進捗	・アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づき、施設の改修・修繕を計画的に実施。
課題	・施設の老朽化が進んでおり、かつ一斉に更新時期を迎えることから、施設の長寿命化を図り、計画的に改修・修繕を行う必要がある。
今後	・アセットマネジメント基本方針及び長期保全計画に基づく施設の改修・修繕を計画的に実施する。

公園のアセットマネジメント

進捗	・身近な公園において、アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、長住東公園等の遊具や照明灯等の更新を実施。 ・大規模公園において、アセットマネジメント基本方針及び公園施設長寿命化計画に基づき、東平尾公園等の施設改修等を実施。
課題	・市内の公園の約半数は S40～50 年代に設置されており、これらの老朽化した施設や、地域ニーズと合致しない公園について、計画的な施設更新を図る必要がある。 ・大規模公園施設の老朽化に伴う大規模改修については、平準化を図りながら計画的に取り組む必要がある。
今後	・施設更新については、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に実施していく。 ・大規模公園の施設については、引き続き、老朽化に伴う計画的な改修を進める。

市営住宅のアセットマネジメント	
進捗	・「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、R5n に建替 6 住宅 860 戸等を実施。 * 市営住宅の耐震化率 R4n : 99.7% → R5n : 99.7%
課題	・市営住宅については、S40～50 年代に大量供給されており、老朽化や設備水準の陳腐化が進行。
今後	・「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、平準化を図りつつ、市営住宅の効率的かつ的確な機能更新と維持保全を行う。

学校施設のアセットマネジメント	
進捗	・大規模改造工事（5 校）、長寿命化改修工事（14 校）、外壁改修工事（16 校）、便所改造工事（48 校）、防水改良工事（9 校）を実施。
課題	・市立の 229 学校（うち 1 校は休校中）の多くは S40～50 年代に整備され、全体の約 8 割が築 30 年を経過（R5n 末）していること等から、老朽化対策が求められている。
今後	・「学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改造から長寿命化改修へシフトし、計画的に必要な改修を行い、予防保全の取組みを強化することで、適切な学校施設の維持管理に取り組む。

施策 3－3 良質な住宅・住環境の形成

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

● 良質な住宅、住環境形成の推進

民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する支援 <再掲 8－2>

- ・ 共同住宅の供給戸数（累計） R4n : 5,320 戸 → R5n : 5,753 戸

市営住宅の耐震化・バリアフリー化

- ・ 市営住宅の耐震化率 R4n : 99.7% → R5n : 99.7%

分譲マンションの管理適正化の推進

- ・ 「福岡市マンション管理適正化推進計画」の策定（R3n）
- ・ 「マンション管理計画認定制度」の運用開始（R4n）
- ・ 「長期修繕計画の作成・見直し支援」の開始（R5n）

● 安心して住み続けられる住宅供給の促進

住宅セーフティネット機能強化

- ・ セーフティネット住宅の登録戸数（累計） R4n : 5,592 戸 → R5n : 5,715 戸

高齢者への居住支援

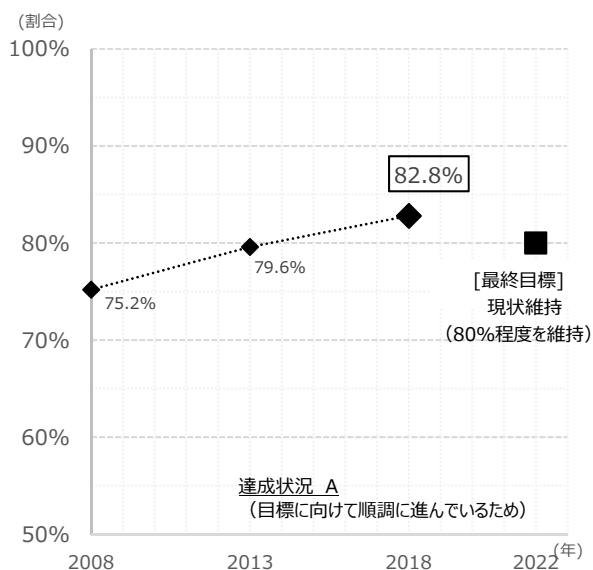
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数（累計） R4n : 3,397 戸 → R5n : 3,455 戸
- ・ 「住まいサポートふくおか」による住替え件数（累計） R4n : 442 件 → R5n : 528 件
- ・ 高齢者世帯住替え助成件数 R4n : 14 件 → R5n : 14 件

子育て世帯への居住支援

- ・ 子育て世帯住替え助成件数 R4n : 215 件 → R5n : 866 件
- ・ 市営住宅の募集総数に対する別枠募集戸数の割合 30%を確保

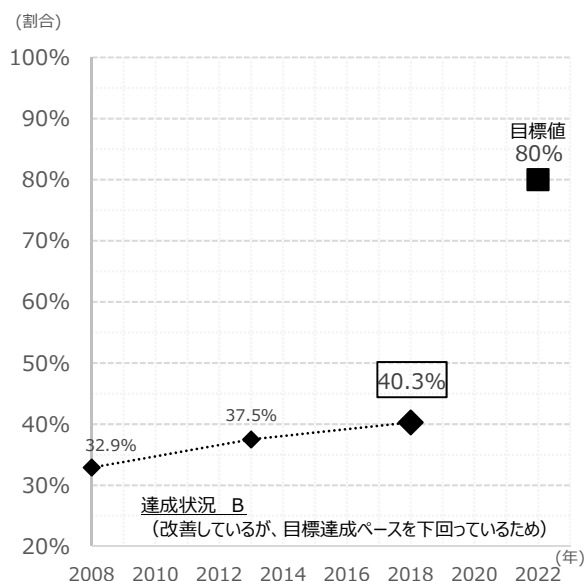
2 成果指標等

①住んでいる住宅及び住環境に対する満足度



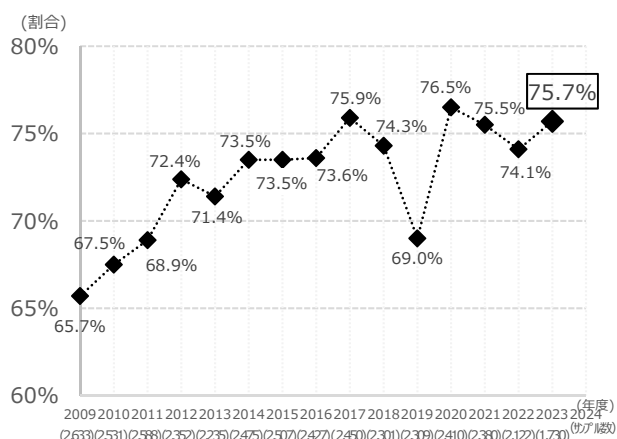
出典：国土交通省「住生活総合調査」

②高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー化が行われた割合



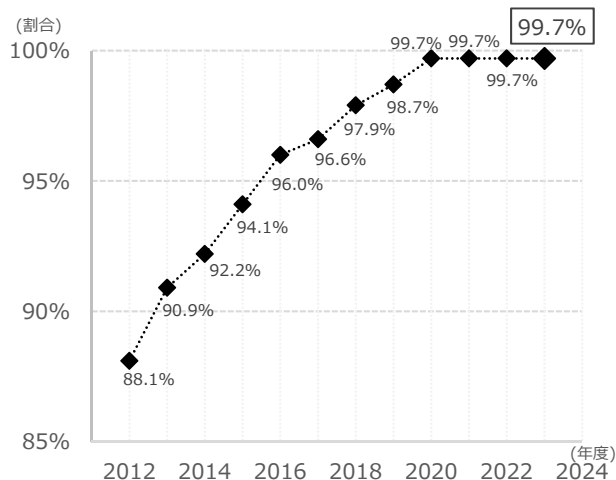
出典：総務省「住宅・土地統計調査」

③住宅事情に関する満足度〔補完指標〕



出典：福岡市市長室「市政に関する意識調査」

④市営住宅の耐震化率〔補完指標〕〈再掲3-2〉



出典：福岡市住宅都市局調べ

<指標の分析>

指標①は、住宅の広さ・バリアフリー化など住んでいる住宅に対する満足度や、立地上の利便性・防犯性など住環境に対する満足度について、総合的に評価しているものであるが、目標を達成しており、良質な住宅・住環境の形成が図られている。また、市で実施している指標③の住宅事情に関する満足度についても、高水準を維持している。指標②のバリアフリー化率については、着実に増加しているが、今後もより一層、取組みを進めていく必要がある。指標④の耐震化率については、2025年度末までに100%にすることを目標としており、残り1棟の建替事業により目標を達成する見込みである。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

○：概ね順調	[参考]前年度 ○：概ね順調
--------	-------------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●良質な住宅、住環境形成の推進

民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する支援 <再掲 8 - 2>	
進捗	・アイランドシティにおいて、良好な住宅市街地形成を促進するため、民間事業者の共同住宅の共同施設整備に対する助成を実施。 * 共同住宅の供給戸数（累計）R4n：5,320 戸 → R5n：5,753 戸 * R5n：継続事業 3 件[971 戸]、新規事業 1 件[97 戸]
課題	・民間事業者による共同住宅の整備スケジュールと、道路、公園などの整備スケジュールとの整合を図りながら、住宅市街地の形成を推進していく必要がある。
今後	・今後とも、必要な事業費（国費）を確保し、良好な住宅市街地の形成を着実に推進する。

市営住宅の耐震化・バリアフリー化	
進捗	・「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、R5n に建替 6 住宅 860 戸等を実施。 * 市営住宅の耐震化率 R4n：99.7% → R5n：99.7%
課題	・市営住宅について、入居者に占める高齢者の増加への対応が必要。 * 市営住宅入居者に占める高齢者の割合：41.7%（R5n） ⇔ 市全体：22.3%（R5n） * 市営住宅入居者に占める高齢者単身世帯率：32.6%（R5n） ⇔ 市全体：9.8%（R2 国勢調査） ・市営住宅（169 住宅・31,309 戸）は、S40～50 年代に大量供給し、老朽化や設備水準の陳腐化が進行。
今後	・高齢化の進展に対応するため、大規模市営住宅の建替えに際しては、ユニバーサルデザインの導入とともに、周辺地域の課題を踏まえ、高齢者施設や子育て支援施設などの福祉的機能等の誘導を図り、「ユニバーサル都市・福岡」の地域拠点として整備を推進。R5n に着手する新築工事から原則 1 階は全て車いす使用者向け住戸として整備。既存市営住宅についても、住戸改善や共用階段部への手摺り設置などにより、ユニバーサルデザイン化を推進。 ・東日本大震災を踏まえ、住環境やコスト等を考慮したうえで、建替事業により耐震化率の目標を達成する見込み。

分譲マンションの管理適正化の推進	
進捗	・分譲マンションの管理不全化の未然防止や解消を図るため、管理組合の管理意識向上に向けた啓発や知識普及等の支援を実施。 ・R4.3 に「福岡市マンション管理適正化推進計画」を策定し、R4.7 に「管理計画認定制度」の運用を開始。R5.6 から、マンション管理組合が行う長期修繕計画の作成及び見直しに対する支援を開始。
課題	・今後、築 40 年を超える高経年マンションが増加し、管理組合の管理能力の低下や建物の老朽化による管理不全化が懸念されるため、その解消と未然防止が必要。
今後	・引き続き、推進計画に基づき、マンションの管理状況に応じた支援策について関係団体や専門家と連携した取組みを推進していく。

●安心して住み続けられる住宅供給の促進

住宅セーフティネット機能強化	
進捗	- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、住宅セーフティネット機能強化を図るため、セーフティネット住宅への改修費補助、入居者負担低減などの経済的支援の実施及び不動産関係団体や不動産事業者などと連携による、民間賃貸住宅の賃貸人や管理事業者等に対する広報・周知を実施。 *セーフティネット住宅の登録戸数（累計） R4n：5,592 戸 → R5n：5,715 戸
課題	増加・多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公的及び民間を合わせた賃貸市場全体による重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの機能強化が必要。
今後	- 居住支援体制の充実やセーフティネット住宅への改修費補助及び入居者負担低減などの経済的支援を継続して実施し、住宅確保要配慮者の受入れに対する大家等の不安の低減に努める。 - 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅事業者・福祉団体と連携を図り、個々の状況に応じた居住支援に取り組む。

高齢者への居住支援	
進捗	- バリアフリー化や安否確認サービスなど、一定の基準を満たす「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を推進。 *サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数（累計） R4n：3,397 戸 → R5n：3,455 戸 - 高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住まいサポートふくおか」を実施。 *「住まいサポートふくおか」による住替え件数（累計） R4n：442 件 → R5n：528 件 - 高齢者の居住環境の改善を図るため、住替えが必要な高齢者世帯の民間賃貸住宅への住替えに係る費用の一部助成を行う「高齢者世帯住替え助成事業」を実施。 *助成件数 R4n：14 件 → R5n：14 件
課題	- 高齢者の居住の安定確保に向けて、単身・夫婦のみ高齢者世帯の急激な増加等への対応のため、H23nに創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の登録推進及び施設の適正な維持・管理を行うとともに、高齢者居住安定確保計画（H31.3改定）に基づき、住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みが必要。 ※登録制度：介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅の確保を目的に、基準を満たした住宅を登録。登録住宅の建設・改修に対し、国の補助支援がある。 *サービス付き高齢者向け住宅の年間供給目標：年間 120 戸
今後	- 登録制度及び登録を前提とする国の建設費補助制度等について、引き続き、民間事業者へ広報・周知することにより、高齢者向け住宅の供給を促進。 - 高齢者の安定した居住の継続に向け、サービス付き高齢者向け住宅の適正な維持・管理等について事業者への助言・指導を行うとともに、必要に応じて報告徴収や立ち入り検査等を実施。 - 引き続き、高齢者の居住環境の改善を図るため、「高齢者世帯住替え助成事業」を実施する。

子育て世帯への居住支援	
進捗	・子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部助成を行う「子育て世帯住替え助成事業」を H30n より継続して実施中。 ・R5n に、「子育て世帯住替え助成事業」の所得要件を廃止するとともに、助成上限額（最大 25 万円）の引上げ要件である多子世帯の対象を子ども 3 人以上から 2 人以上に拡充。 ＊助成件数 R4n：215 件 → R5n：866 件 ・市営住宅の入居者募集において、募集総数の 30％を目標に、中学生以下の子どもがいる子育て世帯の別枠募集を継続して実施。 ＊募集総数に対する別枠募集戸数の割合 30％を確保。
課題	・子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的負担の緩和が求められている。
今後	・引き続き、子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するため、「子育て世帯住替え助成事業」や「市営住宅の子育て世帯の別枠募集」を実施するとともに、事業のさらなる周知を図り、利用を促進する。

施策 3 - 4 ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●安全で適正な自転車利用

放置自転車の削減

- ・駐輪場の整備 R4n : 143 箇所 51,672 台 → R5n : 143 箇所 51,752 台
※官民共同により設置した駐輪場を含む
- ・市営有料駐輪場の 1 日平均利用者数 R4n : 32,037 人 → R5n : 31,916 人
- ・自転車放置率 R4n : 1.3% → R5n : 1.3%

自転車通行空間の確保

- ★自転車通行空間の整備 R4n : 138.0km → R5n : 143.5 km

自転車利用に関する交通ルールの遵守や交通マナーの向上

- ★自転車教室（体験型含む）の受講者 R4n : 33,808 人 → R5n : 43,412 人
- ★自転車事故発生件数 R4 : 1,365 件 → R5 : 1,386 件

●モラル・マナーの向上

モラル・マナーに関する啓発

- ★路上禁煙地区における歩行喫煙率 R4n : 0.05% → R5n : 0.03%

動物愛護・適正飼育の普及啓発

- ・実質的殺処分頭数 R4n : 0 → R5n : 0
- ・離乳前子猫の哺育数 R4n : 45 → R5n : 63

不法投棄防止のための広報啓発と監視体制強化

- ・不法投棄処理量 R4n : 23t → R5n : 14t

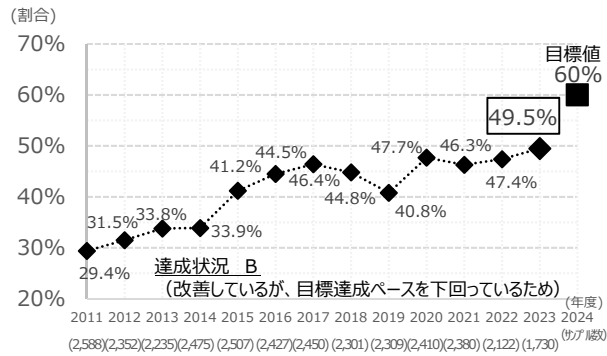
●屋外・路上広告物の適正化

無許可広告物の是正と路上違反広告物削減の取組み

- ・路上違反広告物
 - *簡易除却枚数 R4n : 7,334 枚 → R5n : 5,705 枚
 - *注意・指導文書等送付先数 R4n : 14 社 → R5n : 10 社
- ・無許可広告物是正個数 R4n : 44 個 → R5n : 63 個

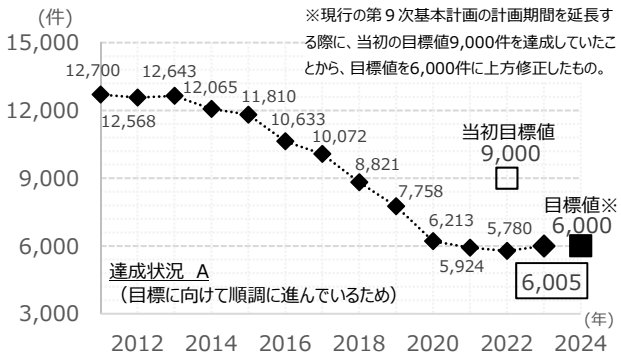
2 成果指標等

① 市民のマナーに対する満足度



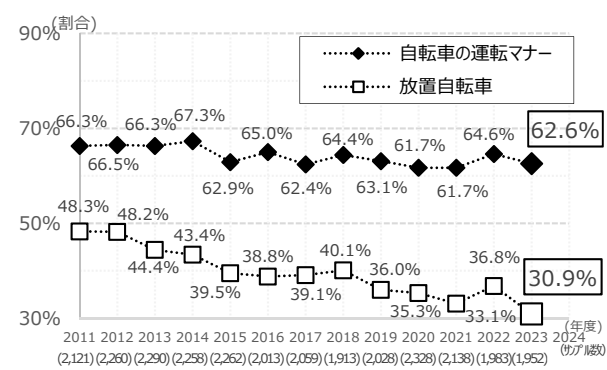
出典：福岡市市長室「市政に関する意識調査」

② 交通事故発生件数



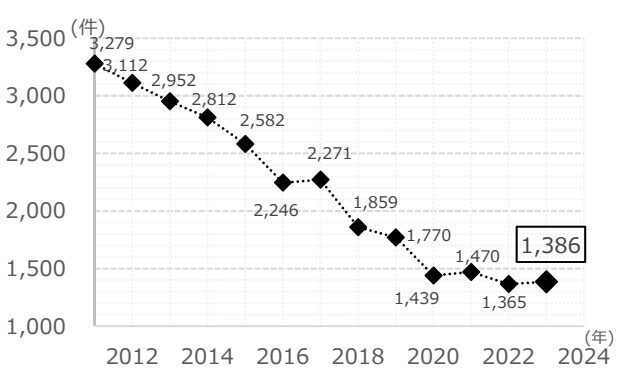
出典：福岡県警察（福岡市市民局調べ）

③ 市民のマナー評価（否定評価）〔補完指標〕



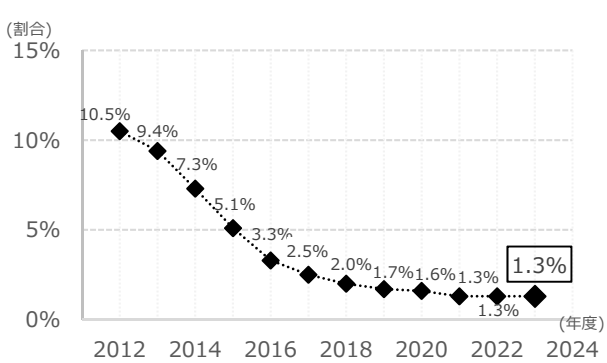
出典：福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

④ 自転車事故発生件数〔補完指標〕



出典：福岡県警察（福岡市市民局調べ）

⑤ 自転車放置率〔補完指標〕



出典：福岡市道路下水道局調べ

<指標の分析>

指標③の自転車の運転マナーに関する市民の評価は横ばいで推移しているものの、モラル・マナー推進指導員の巡回指導等により自転車安全利用や歩行喫煙防止等を推進してきた結果、指標①の市民のマナーに対する満足度は改善している。また、指標②の交通事故発生件数及び指標④の自転車事故発生件数は前年度に比べて増加したが、「福岡市交通安全計画」に基づき交通安全施策を推進した結果、長期にわたって減少傾向が続いている。指標⑤の自転車放置率についても、駐輪場の整備や放置自転車の撤去に取り組んだ結果、着実に減少している。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●安全で適正な自転車利用

放置自転車の削減	
進捗	・ 放置自転車対策 * 駐輪場の整備 R4n : 143 箇所 51,672 台 → R5n : 143 箇所 51,752 台 ※官民共同により設置した駐輪場を含む。 * 市営有料駐輪場の 1 日平均利用者数 R4n : 32,037 人 → R5n : 31,916 人 ・ 自転車放置率は低下傾向にある。 *R4n : 1.3% → R5n : 1.3%
課題	・ 市全体の放置率は 1 % 台で漸減しているが、今後も地域の実情を踏まえた効率的な取り組みを継続する必要がある。
今後	・ 効率的な放置自転車対策に取り組み、放置自転車の削減を推進する。

自転車通行空間の確保	
進捗	・ 福岡市自転車活用推進計画 (R3.3 策定) - 自転車通行空間の整備推進 * 整備延長 R4n : 138.0km → R5n : 143.5 km 【R6n 目標 : 160 km】 - うち、車道部における整備延長 R4n : 67.2km → R5n : 71.8 km
課題	・ 特に都心部については、自転車利用者と歩行者の安全性を確保するため、限られた道路空間の中での自転車通行空間の整備が必要である。
今後	・ 「福岡市自転車活用推進計画 (R3.3 策定)」に基づき、歩行者・自転車・自動車など全ての道路利用者が快適に利用できる道路空間づくりを目指し、自転車通行空間の整備を推進する。(R3n ~ R6n の 4 ヶ年で、自転車通行空間の整備延長を現状の 122.7km から 160km へ延伸する)

自転車利用に関する交通ルールの遵守や交通マナーの向上	
進捗	・ 自転車安全利用の推進 * 自転車事故発生件数 R4 : 1,365 件 → R5 : 1,386 件 * 交通安全出前講座の実施 R4n : 793 回 77,751 人 → R5n : 858 回 89,789 人 (うち自転車教室 R4n : 261 回 33,808 人 → R5n : 252 回 43,412 人) * 地域、県警、関係機関・団体と連携した自転車安全利用に関する指導・啓発の実施やエリアマネジメント団体を通じて都心部への自転車通勤者に対する出前講座開催の働きかけ * 四季の交通安全運動期間やモラル・マナー市民運動の日を中心に自転車安全利用啓発キャンペーンを実施 * モラル・マナー推進指導員による、自転車押し歩き推進区間における押し歩き指導の実施 (自主的な押し歩き率 H25.4 末 : 37.2% → R6.3 末 : 36.32%)
課題	・ 市内の自転車事故発生件数は前年比で 21 件増加しており、また市内の全交通事故の 23.1%、県内の自転車事故の 43.3% を占め、依然として高い水準にあることから、交通ルールの遵守、交通マナーの向上の取り組みを進めていく必要がある。
今後	・ 引き続き、VR 動画の活用など体験型自転車教室を学校や地域等で開催するとともに、自転車を利用した飲食物等のデリバリーサービスを行う事業者等と連携し、自転車教室を実施するなど、自転車走行マナーの向上を図る。 ・ 地域や学校、自転車整備店等関係企業・団体に対して広く自転車安全利用の周知を図る。 ・ 自転車損害賠償保険等※への加入を義務としているため、引き続き積極的な周知啓発に取り組んでいく。 ※自転車を利用中の事故により生じた、他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済

●モラル・マナーの向上

モラル・マナーに関する啓発	
進捗	- モラル・マナー推進指導員による重点区域における迷惑駐車、歩行喫煙防止、自転車の安全利用などの指導啓発や、モラル・マナー向上市民運動の日を中心とした啓発活動を実施。 *市民のマナーに対する満足度 R4n：47.4% → R5n：49.5% *路上禁煙地区における歩行喫煙率 R4n：0.05% → R5n：0.03%
課題	市民のマナーに対する満足度は向上しているが、自転車の運転マナーが悪いと感じる市民の割合が62.6%、たばこのポイ捨てについて市民の不満足度が53.2%（R5n 市政アンケート調査）となっていることや、路上禁煙地区を知らない来街者が増えていることから、周知・指導を強化する必要がある。
今後	- モラル・マナー推進指導員による指導啓発活動を引き続き実施するとともに、自転車安全利用及び歩行喫煙防止の啓発動画を天神地区の大型ビジョン等において放映するなど、モラル・マナー向上の取組みを進める。 - 路上禁煙地区を周知する看板の増設など、路上喫煙防止の広報啓発に取り組む。 - 全庁的にモラル・マナーの向上に総合的かつ計画的に取り組むため、「福岡市モラル・マナー向上推進本部」を中心に、モラル・マナーに関する課題の共有や解決に向けて関係局と連携を図りながら効果的な対策を推進する。 10月1日のモラル・マナー向上市民運動の日を中心に、各局が実施するモラル・マナーに関する施策を、市民、事業者、ボランティア団体、エリアマネジメント団体等と連携した市民運動として展開する。

動物愛護・適正飼育の普及啓発	
進捗	- 第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画（R4n～R13n）に基づく動物愛護及び適正飼育の普及啓発を実施。 *実質的殺処分頭数 R4n：0 → R5n：0 - ミルクボランティア事業により、殺処分の大部分を占める離乳前子猫の哺育・譲渡に取り組んでいる。 *離乳前子猫の哺育数 R4n：45 → R5n：63 - 身近な場所であるペットホテルなどの協力を得る譲渡サポート店制度及び猫の譲渡施設を整備したふくおかどうぶつ相談室を活用し、犬猫の譲渡を推進している。 - 犬猫パートナーシップ店制度により、ペットショップの協力を得て、適正飼育や終生飼育等の啓発を実施することで飼い主責任の徹底を図っている。
課題	犬猫の殺処分をなくしていくため、動物愛護管理センターの収容頭数を減らし、譲渡をより一層推進することが必要。
今後	引き続き、犬猫譲渡を推進するとともに、収容頭数の多い猫の不妊去勢手術を推進していく。

不法投棄防止のための広報啓発と監視体制強化	
進捗	- 地域の不法投棄防止活動を支援するとともに、監視カメラやパトロールによる監視、市民への広報・啓発活動を推進している。 *不法投棄処理量 R4n：23t → R5n：14t
課題	不法投棄処理量は減少傾向にあるが、依然として発生していることから、引き続き、関係機関や地域と連携し、監視活動や広報・啓発活動を行いながら、未然防止に取り組んでいく必要がある。
今後	警察などと連携したパトロールや監視カメラの増設を行うとともに、街頭啓発キャンペーンなどの広報・啓発活動や、地域住民の活動を支援するなど未然防止に取り組んでいく。

●屋外・路上広告物の適正化

無許可広告物の是正と路上違反広告物削減の取組み	
進捗	・路上違反広告物については、これまでの取組みの結果、除却数等は減少傾向にあり、近年は横ばい。 ・路上違反広告物について、除却業務委託や市民ボランティアにより年間を通して簡易除却を実施。 ＊簡易除却枚数 R4n：7,334 枚 → R5n：5,705 枚 ・路上違反広告物を掲出している広告主に注意・指導文書等を送付。 ＊注意・指導文書等送付先数 R4n：14 社 → R5n:10 社 ・無許可広告物の広告主等に対し、法令の説明や是正指導を実施。 ＊無許可広告物是正個数 R4n：44 個 → R5n:63 個
課題	・無許可広告物については、未だに許可制度を認知していない広告主等が多数存在することが課題。また、是正指導から是正完了まで長期間を要する広告主への対応が課題。
今後	・路上違反広告物については、引き続き、違反広告物の簡易除却及び広告主への指導等に取り組む。 ・無許可広告物については、引き続き、許可制度の周知に取り組むとともに、合理的な期限を定めて是正指導に取り組む。

施策 3－5 犯罪のない安全で住みよいまちづくり

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●市民の防犯意識の向上と地域の防犯力の強化

市民の防犯意識の向上に向けた広報啓発等の実施

- ・性犯罪防止出前講座受講者数 R4n : 5 回 296 人 → R5n : 1 回 140 人

地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動への支援

- ★パトロールカー導入校区数 R4n : 110 校区 → R5n : 114 校区

●犯罪が発生しにくい環境づくり

街頭防犯カメラの設置

- ★街頭防犯カメラ設置台数(累計) R4n : 1,613 台 → R5n : 1,880 台

放置空家の適正管理の推進 <再掲 3－1>

- ・放置すれば危険となるおそれのある空家に対し、法や条例に基づく指導等により放置空家対策を推進

●暴力団排除対策の推進

暴力団排除の機運醸成と公共工事からの暴力団排除

- ・公共工事からの暴力団等排除協議会設置数 R4n : 9 件 → R5n : 6 件

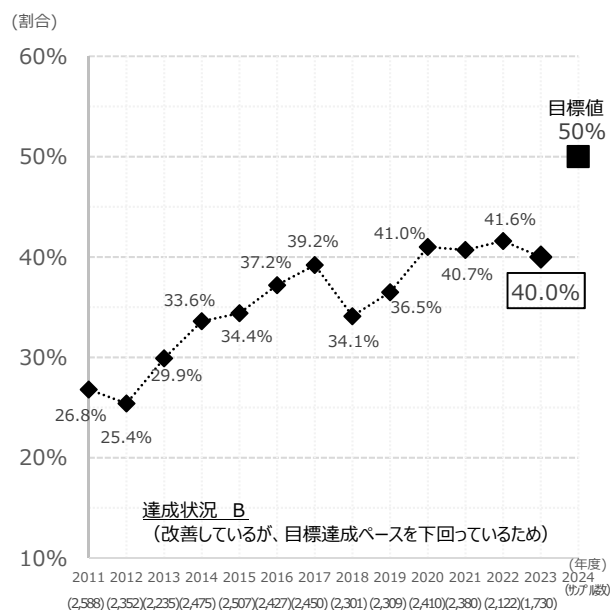
●飲酒運転撲滅への取り組み

飲酒運転撲滅の啓発

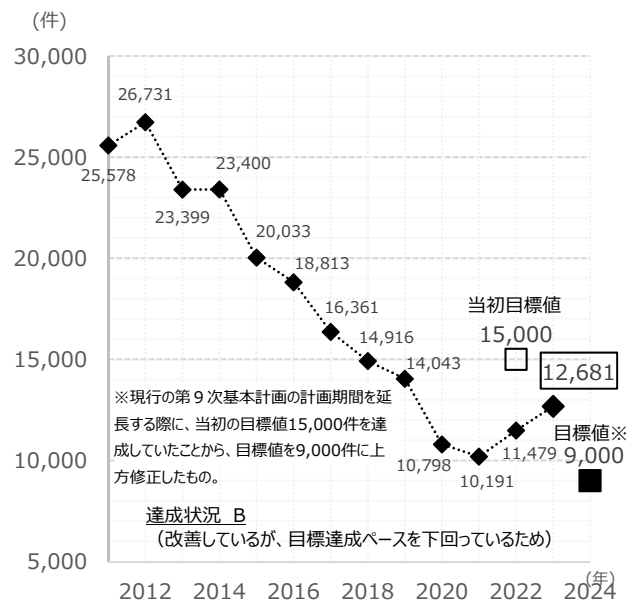
- ★交通安全教室等の受講者数 R4n : 793 回 77,751 人 → R5n : 858 回 89,789 人
- ・飲酒運転事故件数 R4 : 28 件 → R5 : 18 件

2 成果指標等

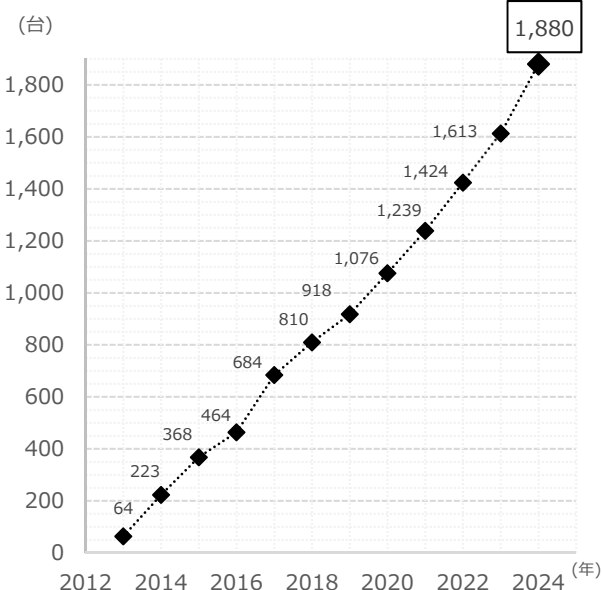
① 犯罪の少なさに対する満足度



② 刑法犯認知件数



③ 街頭防犯カメラ設置台数（累計）[補完指標]



<指標の分析>

指標②の刑法犯認知件数は新型コロナウイルス禍前の2019年の水準に近づいているものの、出前講座等による防犯啓発の推進、防犯パトロールや児童生徒の見守り活動、指標③の街頭防犯カメラの設置台数増加など、地域をはじめとする多様な主体による防犯活動への取組みを推進した結果、指標①の犯罪の少なさに対する満足度はここ数年横ばいで推移している。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●市民の防犯意識の向上と地域の防犯力の強化

市民の防犯意識の向上に向けた広報啓発等の実施	
進捗	・「新大学生防犯強化月間」（4～5月）において、市内15大学と連携の上、学生に対する防犯啓発メールの配信、チラシ等の配布を行い、大学新入生の防犯意識の向上を図った。 ・「福岡市防犯強化月間」において、地域に対して防犯活動で活用できる啓発物を作成するとともに、ホームページでのお知らせ等による当月間の周知及び市民の防犯意識の向上に向けた取組みを行うなど、市民が防犯活動に参加するきっかけづくりを推進した。 ・子ども・女性安全対策として、各々の特性に応じた防犯対策についての出前講座を開催した。 ＊性犯罪防止出前講座 R4n：5回・296人→R5n：1回・140人 ＊子ども防犯出前塾 R4n：22回・1,189人→R5n：15回・889人
課題	・刑法犯認知件数は、H14（57,578件）をピークに減少傾向だが、R5の人口千人当たりの件数は政令市で4番目（7.71件）に多い。 （1位：大阪市14.21件、2位：名古屋市8.53件、3位：神戸市8.02件、4位：福岡市7.71件） ・「市政に関する意識調査」において「犯罪の少なさ」に対する市民の満足度は、15年連続（H21～R5）で「不満度」が高い（全18項目の中で評価が最も低い）。 ・このような犯罪情勢のなか、防犯意識が希薄となっていることが一因と考えられる犯罪も発生していることから、「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の向上を図ることが必要である。
今後	・福岡市防犯のまちづくり推進プランに基づき、犯罪情勢を踏まえ、対象層や傾向に応じた広報啓発や出前講座を実施するなど、市民の防犯意識の向上に向けた取組みを推進する。

地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動への支援	
進捗	・地域防犯パトロールカーに対する活動支援 ＊使用期間の満了した庁用軽自動車の無償譲渡 R4n：4台→R5n：4台 ＊車検代関連費用の補助 R4n：48台→R5n：46台 ＊ガソリン代金の助成 R4n：8台→R5n：6台 ＊パトロールカー導入校区数 R4n：110校区→R5n：114校区
課題	・刑法犯認知件数の推移や犯罪の少なさに対する市政に関する意識調査の結果を踏まえ、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、地域防犯活動への支援に取り組む必要がある。
今後	・福岡市防犯のまちづくり推進プランに基づき、地域団体や事業者等による主体的な地域防犯活動の継続に向け、各種支援制度に関する周知を行っていく。

●犯罪が発生しにくい環境づくり

街頭防犯カメラの設置	
進捗	・地域が設置する街頭防犯カメラについて、設置費用の助成を行った。 ＊街頭防犯カメラ設置台数（累計） R4n：1,613台→R5n：1,880台 ・R3nより、損害賠償保険に市で一括加入し、カメラの維持管理面でも支援を行った。
課題	・地域の防犯意識の高まりにより、街頭防犯カメラ設置の需要が高まっていることから、引き続き地域の設置について支援していく必要がある。
今後	・犯罪のない安全で住みよいまちづくりのため、引き続き犯罪の抑止や犯人の特定に効果のある街頭防犯カメラの普及促進を図っていく。

放置空家の適正管理の推進 <再掲 3-1>	
進捗	・ 放置空家の課題は、多岐にわたるため、関係局区が連携して放置空家対策を行っている。 ・ 近隣住民からの相談、関係局区からの情報提供や、実態調査により把握した空家等のうち、そのまま放置すれば危険となる空家に対して、現地調査及び所有者等の調査を行い、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（H27.5 施行）及び「空家等の適切な管理に関する条例」（H29.4 施行）に基づき、放置空家の所有者等に対し適切な管理のために必要な対応をとるよう助言、指導及び是正を実施。
課題	・ 建物所有者の高齢化や死亡、遠隔地への転居などにより、放置空家となっている場合が多く、適切な管理能力の低下や遠隔地に居住するため所有者としての責任感の希薄さのほか、相続登記がなされていない場合は、相続人の調査が必要となるなど、様々な理由により、是正までに時間を要する。
今後	・ 法及び条例に基づき、所有者等による適切な管理を促しつつ、すでに生じている放置空家に対しては、管理不全空家等や特定空家等の状態に応じた措置を適切に行っていく。

●暴力団排除対策の推進

暴力団排除の機運醸成と公共工事からの暴力団排除	
進捗	・ 福岡市暴力追放推進協議会において、暴力追放運動を推進。 ・ 市の事務事業からの暴力団排除のため、県警への照会を実施。 * R4n : 2,276 件 → R5n : 2,817 件 ・ 公共工事からの暴力団等排除協議会を設置した。 * R4n : 9 件 → R5n : 6 件 ・ 暴力団対策防犯カメラを天神・舞鶴地区に 30 台設置し運営。（H25n～）
課題	・ 県内の暴力団構成員数は減少しているが、依然として、市内に指定暴力団の本部があることから、継続的な暴力団排除の機運醸成が必要。
今後	・ 国や県の動きに合わせ、条例及び規則等における暴排条項の整備を徹底するとともに、暴力追放推進協議会等において、暴力団排除の「暴力追放 3 ない運動+1（プラスワン）」等の広報を積極的に展開することで暴力団排除の機運醸成を図る。

●飲酒運転撲滅への取組み

飲酒運転撲滅の啓発	
進捗	・ 「飲酒運転撲滅の誓い 2023」を開催し、ハンドスタンプの募集やキャンペーンを実施。また、四季の交通安全運動期間を中心に街頭キャンペーンを実施するとともに、飲酒運転撲滅宣言の店や撲滅ポスターの掲示協力店の拡大などの取組みを実施。 * 交通安全教室等の受講者数 R4n : 793 回 77,751 人 → R5n : 858 回 89,789 人 * 生命のメッセージ展・アルコール依存症パネル展 約 840 人来場 * 飲酒運転事故件数 R4 : 28 件 → R5 : 18 件 (H22 : 89 件、H23 : 59 件、H24 : 56 件、H25 : 46 件、H26 : 47 件、H27 : 53 件、H28 : 46 件、H29 : 43 件、H30 : 41 件、R1 : 39 件、R2 : 31 件、R3 : 23 件)
課題	・ 県警や地域、企業などと連携した飲酒運転撲滅の気運の醸成、アルコール依存症に関する啓発に取り組んできた中で、飲酒運転事故は前年と比較し 10 件減少しているが、本市の目標である飲酒運転ゼロの達成に向けて継続的な取組みが必要である。
今後	・ 飲酒運転撲滅（ゼロ）に向け、引き続き市民や事業者等と連携した飲酒運転撲滅の啓発に粘り強く取り組んでいく。

施策 3－6 安全で良質な水の安定供給

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●水の安定供給

水道施設の計画的な維持更新

- ・浄水場などの水道施設の計画的な更新を実施
- ・乙金浄水場の増強整備等を実施
- ・配水管の計画的な更新 R5n : 40.3km

●節水型都市づくり

水の有効利用

- ・配水調整システムの遠方監視制御装置の更新 R5n : 更新 14 箇所
- ・漏水防止調査延長 R5n : 3,008 km
- ・再生水供給区域内での再生水管の整備を実施

水を大切に使う心がけの継承

- ・節水に心がけている市民の割合 R4n : 91.1% → R5n : 92.5%

●安全で良質な水道水の供給

水源かん養機能の向上

- ・市内水源かん養林整備面積 R5n : 41 ha
- ・市外水源かん養林整備支援 R5n : 4 自治体
- ・水源の森づくり共働事業 R5n : 3 団体
- ・水源林ボランティア共働事業 R5n : 76 人

水質管理の充実

- ・連続水質監視装置を活用した水質の常時監視・調整によりカルキ臭の低減化を推進

給水栓の水質保全

- ・小規模貯水槽の設置者に対する啓発資料の送付、未改善施設への改善状況の確認及び指導を実施
- ・直結式給水の普及促進 直結給水率 R4n : 57.1% → R5n : 58.1% (見込み)

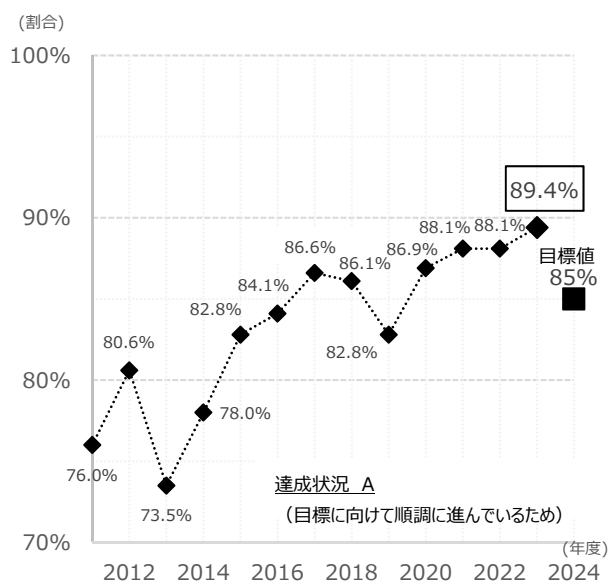
●水源地域・流域との連携・協力

水源地域・流域との交流

- ・水道局が実施する水源地域・流域との交流事業 R5n : 7 事業

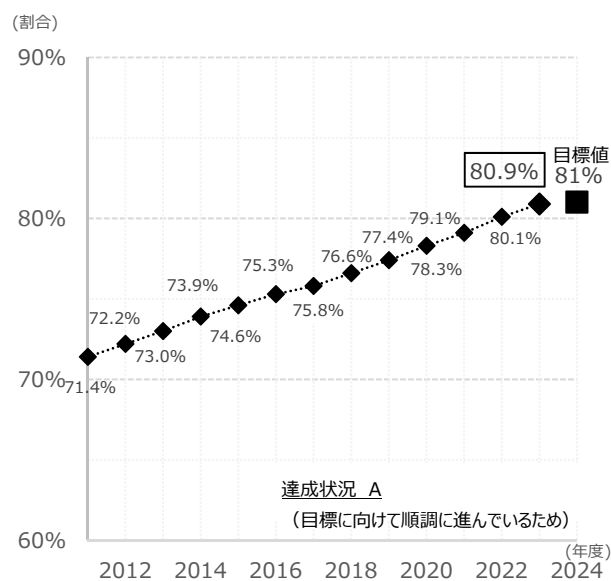
2 成果指標等

①水道水のおいしさ向上 (残留塩素濃度目標達成率)



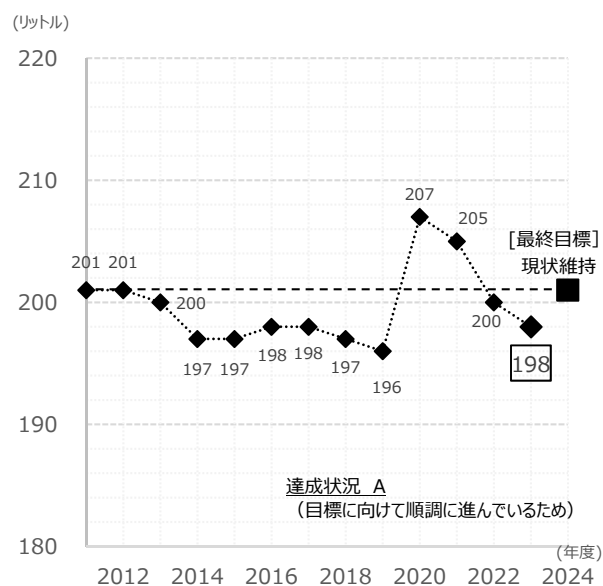
出典：福岡市水道局調べ

②水質保持や防食性に優れた安全な配水管の割合 (防食管延長比率)



出典：福岡市水道局調べ

③市民一人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事用水使用量)



出典：福岡市水道局調べ

<指標の分析>

指標①は渇水による（水質悪化の）影響で一時的に低下することもあったが、水質の常時監視・調整の効果は現れている。

指標②は計画的に工事を推進し、防食管延長比率は着実に上昇している。

指標③は他大都市と比較しても低い水準にあり、市民の節水意識は高いと言える。

※コロナ禍の巣ごもりや在宅勤務の影響等により、一時的に上昇していたが、現在はコロナ前の水準に戻っている。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

◎：順調	[参考]前年度 ◎：順調
------	-----------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●水の安定供給

水道施設の計画的な維持更新	
進捗	- 浄水場などの水道施設については、適宜、機能診断や維持補修を行いながら計画的に更新を実施。 *R5n：南畑系導水管の更新、夫婦石浄水場ポリ塩化アルミニウム注入設備の更新 等 - 高宮浄水場の老朽化を契機に、高宮浄水場の浄水機能を乙金浄水場に統合するなどの浄水・配水施設の再編を実施。 *R5n：乙金浄水場の増強、高宮系送水管の整備 等 - 配水管の整備については、老朽化の状況等に応じて計画的に更新を実施。 *配水管の実質的な耐用年数を超過した割合 R4n：3.5% → R5n：2.7%
課題	- 水道水の安定供給や老朽化に伴う事故防止のため、水道施設を計画的に更新する必要がある。 - 配水管については、埋設環境等に応じた実質的な耐用年数内に順次更新が終わるよう、計画的に更新する必要がある。
今後	- 水道施設の更新にあたっては、引き続き、必要な維持補修を行いながら、適宜、機能診断等の結果を踏まえた年次計画に基づき、計画的に更新を行っていく。 - 南畑系導水路線については、計画的に更新し、その後は、他の導水路線についても順次、更新を行っていく。 - 浄水場の再編については、引き続き、乙金浄水場の増強や高宮系送水管の整備等を推進する。 - 配水管については、埋設環境に応じた実質的な耐用年数に対応できるよう、計画的に更新を行っていく。

●節水型都市づくり

水の有効利用	
進捗	- 配水調整システムの遠方監視制御装置の更新を実施。 *R5n 更新：14 箇所 - 公道部に埋設された配水管と給水管について、計画的に漏水調査を実施。 *R5n 漏水防止調査延長：3,008 km - 下水処理水の有効利用を図るため、供給予定箇所までの再生水管の整備を実施。 *R5n：箱崎等に再生水管を布設
課題	- 配水管の流量や水圧を 24 時間体制で集中コントロールする配水調整システムの機能を適正に維持していくため、約 300 箇所に設置した遠方監視制御装置の計画的な更新が必要。 - 引き続き、効果的・計画的な漏水防止調査を実施し、水の有効利用と道路陥没等の二次災害防止への取組みが必要。
今後	- 遠方監視制御装置を計画的に更新する。 *R6n 予定 遠方監視制御装置更新：13 箇所 「第 18 次漏水防止調査計画」（R3n～R6n）に基づき漏水調査を継続実施。 *R6n 予定 漏水防止調査延長：2,960 km - 都市内の貴重な水資源である下水処理水の有効利用を推進するため、既存の供給区域において新築・増築される大型建築物への再生水の供給を図るとともに、アイランドシティ等へ供給区域を拡大する。

水を大切に使う心がけの継承	
進捗	「節水の日」キャンペーンの実施をはじめ、小学生社会科副読本「水とわたしたち」や広報紙「みずだより」の発行などを通じて、高い節水意識の維持を図るための広報を実施。 * 節水に心がけている市民の割合 R4n : 91.1% → R5n : 92.5% - R5n に水を大切にする気持ちを受け継ぐこと等を目的とした子ども向け職業体験イベント「こども水道調査隊」を実施。
課題	S53n と H6n の異常渇水の経験を風化させず、今後とも高い節水意識が持続されるよう、継続的な広報活動が必要。
今後	これまでの広報活動を継続し、特に子どもたちには、学校教育や職業体験イベントの機会を通じて、水の大切さを理解してもらうとともに、20 代から 40 代の若年層・子育て世代に届く PR を実施する。

●安全で良質な水道水の供給

水源かん養機能の向上	
進捗	- ダム集水区域内の森林について間伐等の整備を実施。 * R5n 市内水源かん養林整備面積：41ha 市外水源かん養林整備支援：4 自治体（朝倉市、東峰村、那珂川市、糸島市） - 市民参加型で水源林の整備等を行う「水源の森づくり共働事業」を実施。 * R5n 活動団体：3 団体 - 市が主催した講習等を受講し、森林整備などに必要な知識や技術を習得した市民「水源林ボランティア」と共働し、水源林保全活動等を実施。 * R5n 水源林ボランティア：76 人
課題	- 水源かん養林の機能向上を図るため、今後とも、計画的な水源かん養林の整備が必要。 - 水源林ボランティア及び水源の森づくり共働事業の活動団体を増やすことで、事業の活性化を図る必要がある。
今後	- 間伐等の整備や、スギ・ヒノキの人工林を主伐して、広葉樹等の苗木の植樹を実施する。また、市外にある福岡市関連ダムの集水区域内において、地元自治体が行う水源かん養林整備への支援を行う。 * R6n 予定 市内水源かん養林整備面積：60ha 市外水源かん養林整備支援：4 自治体 (朝倉市、東峰村、那珂川市、糸島市) - 今後の事業展開に向け、NPO 団体等と連携しながら、参加しやすい仕組みづくりや効果的な情報発信を行うことで市民・企業の関心を高め、積極的な勧誘・誘致を行っていく。

水質管理の充実	
進捗	- 国の水質基準等より厳しい市独自の水質目標を定め、徹底した水質管理を実施。また、市内要所の配水管の連続水質監視装置（13 箇所）を活用し、水質を常時監視しながら、浄水場できめ細かに調整することなどにより、カルキ臭の低減化を推進。 * 残留塩素濃度目標達成率 R4n : 88.1% → R5n : 89.4%
課題	今後とも、安全でおいしい水道水を供給していくため、水質管理の徹底に取り組む必要がある。
今後	引き続き、連続水質監視装置で水質を常時監視し、水道水の残留塩素濃度をきめ細かに調整するなど、安全でおいしい水道水の供給に努める。

給水栓の水質保全	
進捗	【小規模貯水槽の適正管理の啓発】 ・小規模貯水槽の設置者に対し、定期的（4年に1度）に啓発資料を送付。 ・小規模貯水槽管理実態調査（約14,200件）の結果、管理が不十分であった施設（約3,600件）を対象に、H29nから改善状況の確認及び指導を実施。 ・その結果、適正に管理されている施設の割合が、75%（約10,600件（H29n））から97%（約13,800件（R5n））まで改善。 ・残る未改善施設（約400件）については、R5nの取組みにおける改善状況等を踏まえ、改善されていない理由等を再確認。 ・R4nに貯水槽の適正管理等に関する複数のパンフレットを一本化し、市民により分かりやすく説明した啓発パンフレットを保健医療局と連携し作成。 【直結式給水の普及促進】 ・直結式給水の普及促進を図るため、ホームページなどによる広報活動を実施するとともに、「直結給水相談窓口」において、貯水槽式給水から直結式給水への切替えに関して、相談内容に応じた対応等を実施。 ・不動産業界や設計コンサルタント協会が発行する機関紙への記事の掲載などのPR活動を実施。 ・新設の共同住宅においては98%（R5n）が直結式給水を採用するなど、直結給水率はR4nが57.1%、R5nが58.1%と、第2次福岡市水道中期経営計画のR6n目標値の56.5%を上回って推移。
課題	【小規模貯水槽の適正管理の啓発】 ・適正に管理されている施設の割合は、R2n以降は9割を超えるまでに改善している。残る未改善施設については、引き続き、改善状況の確認及び指導を行っていく必要がある。 ・管理良好施設に対しても、適切な管理が維持されるよう、引き続き、啓発を行っていく必要がある。 【直結式給水の普及促進】 ・既存建築物の直結式給水への切替えについては、引き続き所有者への情報提供を積極的に行うとともに、関係団体の協力を得ながら、既存建築物の大規模改修等に合わせた直結式給水への切替えの促進を図る必要がある。
今後	【小規模貯水槽の適正管理の啓発】 ・残る未改善施設については、啓発パンフレットを送付するとともに、改善状況の確認及び指導を進める。 ・引き続き、ホームページや広報紙「みずだより」での広報・啓発活動をはじめ、改善指導など、保健医療局と連携を図りながら、貯水槽の適正管理のより一層の推進に向けて取り組む。 【直結式給水の普及促進】 ・引き続き、貯水槽設置者への情報提供を積極的に行うとともに、「直結給水相談窓口」での相談対応を行っていく。 ・不動産業界や設計コンサルタント協会が発行する機関紙への「直結式給水の普及促進」に関する記事の掲載、各種団体主催のセミナー開催時における広報ブースの設置などのPR活動を行っていく。 ・市有施設（学校や市営住宅等）については、今後の大規模改修に併せて、関係部署と連携しながら、直結式給水への切替えを進めていく。

●水源地域・流域との連携・協力

水源地域・流域との交流	
進捗	・日田市や朝倉市、吉野ヶ里町などの水源地域・流域において、植樹や下草刈り等の育林活動や子どもたちに水の大切さを学んでもらう交流事業を実施。 ・福岡都市圏流域連携基金を活用して、筑後川の水源地域・流域との交流推進事業や森林保全支援事業等を実施。 ・R5n は、7 事業の交流事業を実施するとともに、水源地域の育林のための植樹作業等に参加するなどの協力を行った。
課題	・福岡市は水源の多くを市域外に頼っているが、「市政アンケート」結果では、認知度が年々減少傾向にあるため、より効果的に交流事業を実施することで、水の大切さを水源地域と共有し、相互理解を深めていく必要がある。
今後	・子どもや若年層など、市域外からの導水に関する認知度が低い世代に、積極的に交流事業に参加してもらえよう、子ども向けの副読本、出前講座や SNS などを活用した効果的な事業 PR を実施する。 ・引き続き、交流事業等を通じて水源地域・流域との連携・協力を図り、相互関係を深めるとともに大学生など若年層へ向けて周知を図るなど、幅広い年代からの参加を促す。 ＊R6n 予定 水道局が実施する交流事業：8 事業 福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金事業：筑後川の水源地域・流域との交流推進事業や森林保全支援事業等

施策 3-7 日常生活の安全・安心の確保

1 事業の進捗状況

★は政策推進プランに掲げる目標値等

●消費者被害の未然防止・救済

消費者啓発の充実と消費者教育の推進

- ・消費者講座の実施回数 R4n : 91 回 → R5n : 124 回
- ・消費生活サポーター登録校区数 R4n : 109 校区 → R5n : 120 校区
- ・事業者サポーターの登録件数 R4n : 27 事業者 → R5n : 28 事業者

適確な消費生活相談の実施と事業者指導の強化

- ・消費生活相談件数 R4n : 11, 131 件 → R5n : 11, 492 件
- ・事業者指導件数 R4n : 5 件 → R5n : 1 件

●食の安全確保、衛生的な生活環境の向上

食品の安全性確保

- ・食品関係営業施設の監視件数 R4n : 50, 778 件※ → R5n : 48, 061 件
 - ・食品の抜き取り（収去）検査検体数 R4n : 1, 988 検体※ → R5n : 2, 504 検体
- ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実施中止あり

食の安全・安心の確保に関する市民啓発

- ・食の安全・安心の確保に関する市民向け講習会の実施回数 R4n : 79 回※ → R5n : 130 回
 - ・カンピロバクター食中毒に関するリスク周知（学生向け） R4n : 102 校 → R5n : 111 校
- ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催中止あり

セアカゴケグモの駆除と注意喚起

- ・セアカゴケグモ等の定期的な調査 R4n : 679 件、駆除 383 件、10, 531 匹 → R5n : 579 件、駆除 309 件、8, 510 匹

●感染症に強いまちづくり

感染症対策の充実

【新型コロナウイルス感染症対策】

（R5. 5. 8 の 5 類感染症への位置付け変更に伴い、濃厚接触者の特定、児童福祉施設従事者に対するスクリーニング検査などを終了。R6. 3 月末まで医療介護施設従事者等に対するスクリーニング検査の実施や新型コロナウイルス感染症相談ダイヤルの運営を継続。）

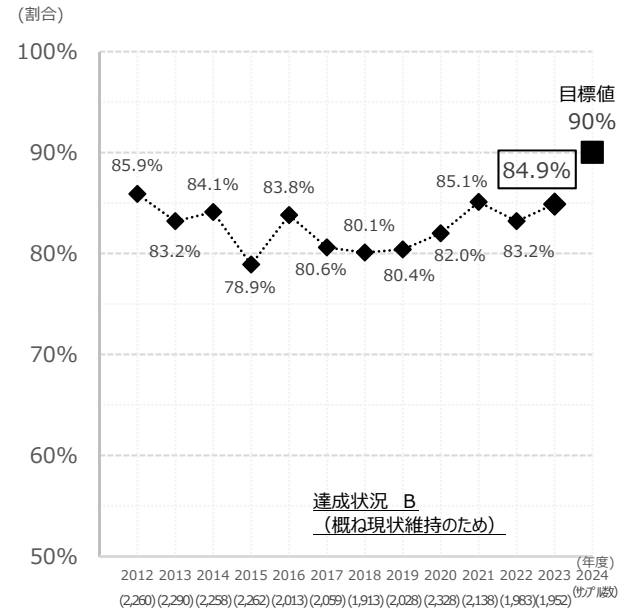
- ・保険適用等検査数 R4n : 1, 134, 155 件 → R5n : 76, 397 件
- ・福岡市保健環境研究所等検査数 R4n : 12, 853 件 → R5n : 1 件（～R5. 5. 7）
※R4. 9 月の発生届の対象見直しと陽性者数の減少によるもの
- ・医療・介護施設従事者等に対するスクリーニング検査数
R4n : 2, 090, 151 件 → R5n : 1, 537, 687 件
※ 5 類感染症への変更に伴う検査実施施設の減少によるもの
- ・児童福祉施設従事者に対するスクリーニング検査数 R4n : 99, 922 件 → R5n : 4, 773 件（～R5. 5. 7）
- ・確保病床数 R4n : 2, 089 床 → R5n : 2, 089 床（～R5. 5. 7）、889 床（R5. 5. 8～R5. 9. 30）、814 床（R5. 10. 1～R6. 3. 31）

※ 5 類感染症への変更に伴う行政が関与する確保病床の縮小によるもの

- ・ 宿泊療養施設 R4n : 10 施設 2,008 室 → R5n : 8 施設 1,668 室 (～R5.4.30)
3 施設 767 室 (R5.5.1～R5.5.7)
- ・ 自宅療養者への往診等の実施可能医療機関数
R4n : 往診 96 機関、外来 313 機関、オンライン 63 機関、電話 459 機関
→ R5n : 往診 96 機関、外来 314 機関、オンライン 64 機関、電話 469 機関 (～R5.5.7)
- ・ 福岡市転院支援調整本部による調整件数 R4n : 164 件 → R5n : 18 件
 ※R4n は R4.7.28～R4.9.16、R4.12.26～R5.1.27、R5n は R5.8.7～R5.8.31 に調整本部を設置
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る広報啓発を実施
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの接種 R3n～R5n : 約 480 万回

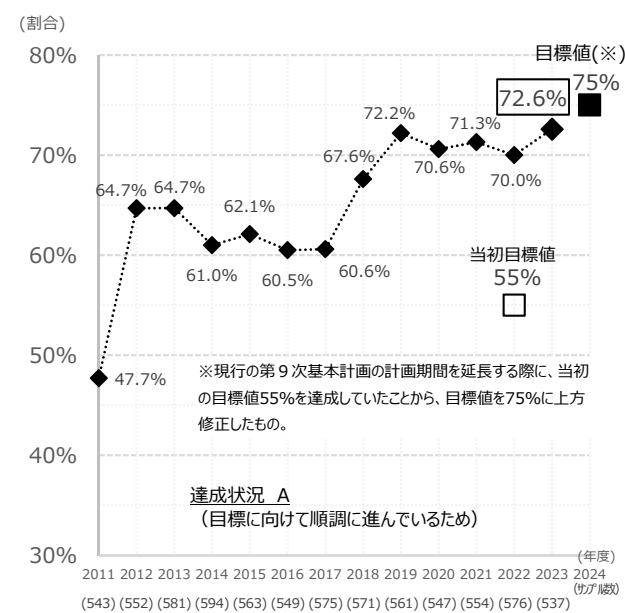
2 成果指標等

①消費者トラブル未然防止に対する市民意識度
(商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合)



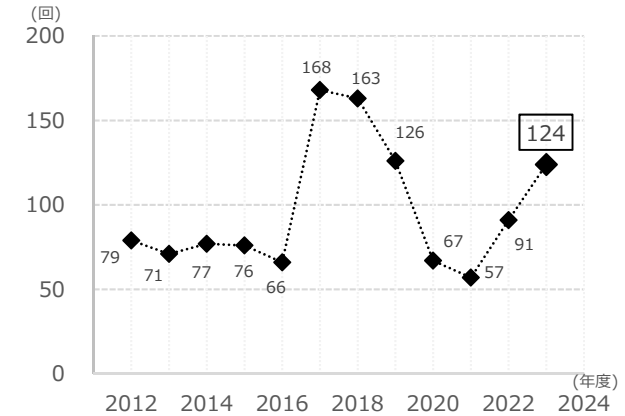
出典：福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

②食の安全認識度
(食に対して安心だと感じる市民の割合)



出典：福岡市市長室「市政アンケート調査」

③消費者講座の実施回数 [補完指標]



出典：福岡市市民局調べ

<指標の分析>

指標①は、消費者講座の実施などにより、高い水準を保っている。数値は、初期値よりも低下しているが、多くの市民は既に、消費者トラブルに遭わないようある程度の自己防衛を行っている一方で、日々の契約等においてこれまで以上の心がけを意識的に行うという認識が低下しているとも推測される。

指標②の数値は、2019 年度から 70%を超える数値で推移している。これは、本市の食品衛生施策に一定の効果がみられ、食の安全を揺るがす大きな事件や事故が発生していないためと推察される。目標値達成のため、引き続き食品関連営業施設に対する監視や市民に対する啓発を実施していく必要がある。

指標③は、消費生活に必要な知識の普及を図るための消費者講座の実施回数である。2019 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で減少していたが、新型コロナとの共生に伴う地域や学校での開催増に加え、2023 年度は新型コロナの 5 類移行もあり、消費生活サポーター育成講座の開催が増加した。

3 事業の進捗状況、成果指標等を踏まえた「施策の評価」

○：概ね順調	[参考]前年度 ○：概ね順調
--------	-------------------

4 事業の進捗状況・課題・今後の方向性

●消費者被害の未然防止・救済

消費者啓発の充実と消費者教育の推進	
進捗	- 悪質商法の手口や対処法を地域に紹介する講座のほか、関係団体や教育委員会等と連携し、消費生活に必要な知識を身につける講座を開催。 *消費者講座の実施回数 R4n：91回 → R5n：124回 - 高齢者等を地域で見守る消費生活サポーター事業の拡充など、福祉関係者、企業・関係団体、県警、県と連携して啓発を行った。 *消費生活サポーター登録校区数 R4n：109校区 → R5n：120校区 *事業者サポーターの登録件数 R4n：27事業者 → R5n：28事業者
課題	- 日常生活の中で、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、子どもから高齢者まで消費者トラブルに遭わないための知識や判断力を身に付ける必要がある。 - 消費者教育は幼児期から高齢期までのライフステージごとに行う必要があり、特に被害に遭いやすい若年者や高齢者、障がい者に対し、関係機関と連携しながら一体的、総合的に進める必要がある。 - R4.4の成年年齢引下げを踏まえて、若年者の消費者教育を推進する必要がある。
今後	- 引き続き、消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者や障がい者に対して、地域の消費生活サポーターや事業者サポーター、福祉関係者と連携しながら、消費者講座の開催や情報提供を行う。 - 契約に対する知識や社会経験が浅い若年者に対しては、成年年齢を引き下げる改正民法がR4.4に施行されたことを踏まえ、高校や大学、専門学校などと連携しながら、消費者被害を未然に防止するための消費者教育を推進する。 - 各学校に消費者トラブルに関する注意喚起情報を提供するとともに、若年者向けの啓発イベントや情報発信を実施する。 - 消費者教育推進会議や消費生活審議会において、第2次福岡市消費者教育推進計画の進捗状況の検証や評価を行いながら、同計画に基づく取組みを推進する。

適確な消費生活相談の実施と事業者指導の強化	
進捗	- 消費生活相談を受け、消費者トラブル解決のための助言やあっせんを実施。 *消費生活相談件数 R4n：11,131件 → R5n：11,492件 - 条例上の不当な取引行為が認められる事業者に対し、是正指導を行った。 *事業者指導件数 R4n：5件 → R5n：1件
課題	- 人口に対する相談件数の割合は60歳代以上で高くなっており、悪質商法などのターゲットになりやすい高齢者については、消費者被害の未然防止・拡大防止の対策が求められている。 *60歳代以上の相談者の割合（R5n） 相談件数：4,065件 割合：35.4% - 新たな商品・サービス・販売方法により消費者トラブルが複雑化・多様化しており、巧妙で悪質な手口による被害の相談も寄せられていることから、事業者指導の強化が必要。
今後	- 悪質な手口や急増の兆しがある高齢者からの相談については、消費者啓発につなげ、周知を図ることにより消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 - 県消費生活センターや県警察、九州経済産業局等関係機関と連携を図り、事業者指導を強化する。

●食の安全確保、衛生的な生活環境の向上

食品の安全性確保	
進捗	- 食品の安全性確保に関する事業として、食品関係営業施設への監視指導や食品の抜き取り（収去）検査を実施。 * 食品関係営業施設の監視指導 福岡市内食品関係営業施設に対する監視件数 R4n：43,591 施設に対し、延べ 50,778 件※ → R5n：45,473 施設に対し、延べ 48,061 件 * 食品の抜き取り（収去）検査 R4n：収去検査検体数 1,988※ → R5n：収去検査検体数 2,504 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実施中止あり
課題	食品衛生法改正により、すべての食品等事業者に「HACCP に沿った衛生管理」が制度化（義務化）されたことから、市内の食品等事業者による HACCP に沿った衛生管理の定着を促進する必要がある。
今後	市内食品等事業者の規模等に応じた HACCP に沿った衛生管理の導入確認を行うとともに、食品衛生監視員の HACCP に関する知識及び技術の向上を図る。

食の安全・安心の確保に関する市民啓発	
進捗	- 市民への食品衛生に関する正しい知識の啓発を目的として、市民向け講習会等のリスクコミュニケーション事業を実施。また、市民向け生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」を発行し、生活に役立つ様々な情報を複数の媒体を用いて提供。 * 食の安全・安心の確保に関する市民向け講習会の実施 R4n：実施回数 79 回※ → R5n：130 回 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催中止あり * 市民向け生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」の発行 広報媒体：WEB、冊子 - 加熱不十分な食肉類を原因とする食中毒事件が若年層に多いことから、若年層に対する啓発事業の一つとして、学内 LAN 等を用いた食中毒に関するメール配信等を実施。 * カンピロバクター食中毒に関するリスク周知（学生向け） R4n：対象学校数 市内大学等 102 校 → R5n：市内大学等 111 校
課題	食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるため、SNS やホームページ、リーフレット等を用いて市民に情報提供しているが、加熱不十分な食肉類を原因とする食中毒事件は依然として多発していることから、食中毒リスクに関する正しい知識の啓発を行う必要がある。
今後	ホームページ、リーフレットなどのプル型啓発のみならず、SNS 等を活用し、乳幼児の保護者から高齢者まで情報を受け取る世代の特徴にフィットした情報の発信を行い、より効果的な啓発を実施する。

セアカゴケグモの駆除と注意喚起	
進捗	- セアカゴケグモ等の定期的な調査 R4n：679 件、駆除 383 件、10,531 匹 → R5n：579 件、駆除 309 件、8,510 匹 - 市内一斉調査・駆除（R5.11）の実施、駆除方法パンフレットの配布及びホームページ等による注意喚起を実施。
課題	- H19.10 に東区で福岡市初のセアカゴケグモを発見。繁殖力や駆除の困難性から根絶は難しい。 * R4n 駆除匹数（発見・通報に伴う駆除も含む） 東区 8,935 匹、博多区 820 匹、中央区 319 匹、南区 12 匹、城南区 13 匹、早良区 38 匹、西区 2,393 匹、市外の市管理地 255 匹、計 12,785 匹 → R5n 駆除匹数（発見・通報に伴う駆除も含む） 東区 6,776 匹、博多区 644 匹、中央区 503 匹、南区 9 匹、城南区 26 匹、早良区 110 匹、西区 2,536 匹、市外の市管理地 405 匹、計 11,009 匹
今後	セアカゴケグモ対策として、咬傷事故防止のための市民啓発、定期的な調査・駆除、咬傷事故発生に備えた情報伝達体制を維持・継続。

●感染症に強いまちづくり

感染症対策の充実	
進捗	・感染症発生動向の把握や予防接種、正しい知識の普及啓発、検査・相談事業、防疫体制の強化等に取り組むとともに、感染症発生時には、就業制限・入院勧告などのまん延防止の措置や適切な防疫活動により感染の拡大を防止。 ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症全般の対策の方向性を示す福岡市感染症予防計画を策定するなど、健康危機管理体制の強化に向けた取組みを実施。 【新型コロナウイルス感染症対策】 R5.5.8の5類感染症への位置付け変更に伴い、濃厚接触者の特定、児童福祉施設従事者に対するスクリーニング検査などを終了。R6.3末まで医療介護施設従事者等に対するスクリーニング検査の実施や新型コロナウイルス感染症相談ダイヤルの運営を継続。 ＜検査体制＞ ・発熱等の有症状者に対して、医療機関で検査を実施。 ＊保険適用等検査数（医療機関が当該年度診療分として請求した件数） R4n：1,134,155件 → R5n：76,397件 ・濃厚接触者等に対して、地域外来・検査センター等で検査を実施。 ＊福岡市保健環境研究所等検査数 R4n：12,853件 → R5n：1件（～R5.5.7） ※R4.9月の発生届の対象見直しと陽性者数の減少によるもの ・医療・介護施設従事者等に対して、スクリーニング検査を実施。 ＊スクリーニング検査数 R4n：2,090,151件 → R5n：1,537,687件 ※5類感染症への変更に伴う検査実施施設の減少によるもの ・児童福祉施設従事者に対して、スクリーニング検査を実施。 ＊スクリーニング検査数 R4n：99,922件 → R5n：4,773件（～R5.5.7） ＜医療提供体制＞ ・病床及び宿泊療養施設について、福岡県が県域全体で整備。 ＊確保病床数 R4n：2,089床 → R5n：2,089床（～R5.5.7）、889床（R5.5.8～R5.9.30）、814床（R5.10.1～R6.3.31） ※5類感染症への変更に伴い、医療機関間での調整を基本とする対応に段階的に移行し、行政が関与する確保病床が縮小したことによるもの ＊宿泊療養施設 R4n：10施設 2,008室 → R5n：8施設 1,668室（～R5.4.30）、3施設 767室（R5.5.1～R5.5.7） ・市医師会等と連携し、自宅療養者への往診等を実施。また、自宅療養者に往診等を行った医療機関に対し、特別給付金を支給（～R5.3月）。 ＊自宅療養者への往診等の実施可能医療機関数 R4n：往診96機関、外来313機関、オンライン63機関、電話459機関 → R5n：往診96機関、外来314機関、オンライン64機関、電話469機関（～R5.5.7） ・重点医療機関の空床確保のため、感染拡大期に福岡市転院支援調整本部を設置 ＊福岡市転院支援調整本部調整件数 R4n：164件 → R5n：18件 ※R4nはR4.7.28～R4.9.16、R4.12.26～R5.1.27、R5nはR5.8.7～R5.8.31に調整本部を設置 ＜市民啓発＞ ・新型コロナウイルス感染症に係る情報を市ホームページやSNS、市政だより、チラシ等様々な媒体を活用して幅広く配信。 ＜ワクチン接種の円滑な実施＞ ・総接種回数 R3n～R5n：約480万回
課題	・交通等の発達に伴う人や物の交流・移動の増大、グローバル化の進展により、感染症が社会全体に拡大する事態が起きやすくなっている状況を踏まえ、感染症発生時に迅速に対応できるよう、平時から備えておく必要がある。 ・新興感染症等の発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活等への影響が最小となるよう対応する必要がある。
今後	・平時から感染症の発生動向調査や市民への正しい知識の普及啓発、情報の公表を継続して行くとともに、今後の新興感染症の発生に備えた人材の育成や防疫用備品等の備蓄など健康危機管理体制の強化を図っていく。 ・新興感染症等の発生時には、感染症予防計画等を踏まえ、迅速に有事体制に移行し、保健所において疫学調査や健康観察などを実施するとともに、県や医療機関等と連携し、必要な検査や患者の受け入れ等を速やかに開始する。